

## 「民族ドイツ人」移住農民の戦時経験

—— ナチス併合地ポーランド入植政策から東ドイツ土地改革へ ——

足立 芳宏

Yoshihiro ADACHI : The Experience of “Ethnic German” Farmers around World War II: From the Nazi Settlement Policy in Annexed Polish Areas to Land Reform in East Germany

As a result of the Nazi-enforced migration policy at the beginning of WWII, *Volksdeutsche* (ethnic Germans) farmers from Bessarabia, Volhynia, and Galicia as well as Baltic states resettled in the villages of the annexed Polish areas such as *Warthegau* and *Dazig-Westpreussen*, after the native Polish peasants had been deported to the Government General. In Japan, the details of this policy, called *Heim ins Reich* (back to the Reich), are still not very well understood, except those dealing with the phases of the Holocaust. The purpose of this paper is to describe the experience of the resettlement of the “ethnic German” farmers; it could provide a fresh perspective on this wartime settlement policy, further bringing out its historical continuity to land reform in Postwar East Germany.

(1) It is important to note that the targets of the Nazi settlement policy were not the *Reichsdeutsche* (imperial German) but the *Volksdeutsche*. Through a racial screening conducted by the *Schutzstaffel* (SS) before entering annexed Poland, it was found that the SS staff disliked and strongly opposed the concept of consanguineous marriage, while insisting that the ethnic norms were not applied as strictly as expected, as it resulted in criticism for a Nazi local party leader who was representing the resettlers and the complaints raised by them; here, we can observe a discrepancy between them with regard to their understanding of Nazi racial ideology.

(2) The action program was designed to simultaneously accomplish both settlement and deportation and was executed systematically and quickly -in only half a day- under the command of the SS organs by mobilizing Nazi activists, including assistant staff members from Nazi women societies, county officials, and local community leaders of native resident ethnic Germans (called “native Germans” in this paper). Further, in the allocation of land and housing, the SS allocated multiple small Polish farms to a German resettler's family with the aim of building an independent family farm with a size of more than 15 ha.

(3) After the resettlement, there was heightened “ethnic” conflict within the local community, especially between the German resettlers and the native Germans. Such conflict was in contradiction with the Nazi concept of *Volksgemeinschaft* (national community). The native Germans remained almost as poor as they were before the settlement policy, like the Polish peasants, and this convinced them that they were not treated favorably by the Nazi, because they perceived the non-allocation of additional farmland to them as unfair. Moreover, they used a different language when communicating among themselves, and their lack of fluency in the German language made communication between the resettlers and the natives difficult. For example, the Bessarabia usually spoke the *Schwabisch* (Swabia) dialect, whereas the natives were more familiar with Polish.

(4) As far as farming after resettlement was concerned, the most serious problem for resettlers was how to control Polish servants, both agricultural and domestic. The military conscription

of husbands and sons resulted in the shortage of agricultural labor, which forced the farmer's wives to employ Polish labor. Therefore, they suffered extreme physical pain and mental trauma, brought about by the increased passive resistance by the Polish labor. Despite a good harvest in 1942, overall, it had become tougher for resettlers to carry out farming since 1943.

(5) The collapse of the Third Reich led to the deportation of the ethnic Germans from the Polish settlement and to their migration to Germany as refugee groups. Through land reform in Postwar East Germany, some of them acquired farmland and became newly involved in farming. Interestingly, there were many cases wherein they acquired farms abandoned by other new farmers around the second half of the 1940s, possibly with the help of the old ethnic German's network. Thus, using their connection with their native villages, they intended to resettle in several areas in an attempt to adapt to the strict agricultural policy of Postwar East Germany.

## 1. はじめに

ナチス・ドイツは、第二次大戦開戦後のポーランド占領地のうちドイツへの併合地とされたヴァルテラント大管区、およびダンツィヒ・西プロイセン大管区において<sup>1)</sup>、いわゆる強制移住政策に基づき、この地のポーランド人を「総督府<sup>2)</sup>」地区などに追放し、代わりにヴォリニア、東部ガリツィア、ベッサラビア<sup>3)</sup>などの「民族ドイツ人 Volksdeutsche」—ドイツ国外に居住していたドイツ系住民<sup>4)</sup>—を移住させる戦時入植政策を実施した。その多くは農民たちであったが、その後のドイツの敗戦により、彼らはポーランドの入植地を追放されて再度難民となった。そしてその一部は戦後東ドイツの土地改革において新農民となり東ドイツ農業を支えていくことになるのである。本稿はこの数奇ともいえる運命をたどった「民族ドイツ人」移住農民に焦点をあて、従来、日本ではほとんど知られることのなかった彼らの戦時経験を、併合地ポーランドにおける入植実態を中心に明らかにすることを目的とする。

近年、戦時ドイツ農政に関しては、大きくは、第一に、「大ドイツ帝国 Großdeutsches Reich」を範囲として構想される戦時食糧アウタルキー政策や、これに関わる農学動員のありよう、第二に、ドイツ国内—「旧ドイツ Altreich」<sup>5)</sup>と称された地域を本稿では便宜的にこう呼ぶことにする—における農業生産を労働力の面で実質的に担うことになった外国人強制労働者の問題、第三に、東部占領政策の思想的支柱を提供した「東部総合計画 Generalplan Ost」、第四にこれらに通底するナチス農業思想（エコロジー的な特質を含む）など、多様な領域から新たな問題関心が向けられるようになってきている<sup>6)</sup>。これらの問題群のうち、本稿の戦時農民入植政策に直接関わるのは「東部総合計画」である。よく知られるように「東部総合計画」の立案者は、「農学研究奉仕団 Forschungsdienst」を通してドイツ農学の戦時動員を主導したコンラート・マイヤーであった。「東部総合計画」は、ポーランド占領後にマイヤーにより立案され、その第1版は1940年4月に親衛隊長ヒムラーに提出されたという<sup>7)</sup>。ポーランド人およびユダヤ人の追放に直接関わる事柄であるから、「東部総合計画」の立案過程や追放過程については、主としてホロコーストの問題関心に基づき、

C・マダイチクをはじめとして、欧米ではかねてより精力的に研究が進められてきた<sup>8)</sup>。さらに近年では、例えばU・マイが、ホロコーストという人種主義の排他的な側面ではなく、新たなドイツ人の形成という人種主義の「創造的」側面に着目する観点から、ナチ入植政策史を農政史との関わりで読み解こうとしている。そこでは、コンラート・マイヤーなどの思想史研究を超えて、主として戦時の西南ドイツ地方の農業構造改革政策との関わりからナチス入植思想が論じられているが、この観点からは戦後西ドイツの農業構造政策への連続性を見通すことも可能となろう<sup>9)</sup>。

このようにナチ戦時入植政策は、大きくは従来のホロコーストの関心に基づく研究から、近年の農業環境史的観点からの研究へとその重心を大きく変えつつある。しかし、こうしたナチ農政思想に対する高い関心とは裏腹に、戦時入植政策をその身に深く刻むことになる「民族ドイツ人」移住農民に対する社会史的な関心に基づく研究となると、驚くほど少ない。まるで彼らが結果的にナチのゲルマン化政策に乗った人々という暗黙の了解がドイツ社会においてあるのではないかと訝りたくなるほどである。管見の限りではあるが、「民族ドイツ人」の入植政策を扱った本格研究としては、今のところ、ベッサラビア・ドイツ人の移住経験を論じたU・シュミットの研究、およびヴァロニア・ドイツ人の移住政策を論じたS・デーリングの研究をあげうるのみなのである<sup>10)</sup>。しかも、前者のシュミットの研究はあくまで19世紀初頭から20世紀にいたるベッサラビア・ドイツ人の移民史研究であって、戦時ポーランドの農民入植を論じた章は、1939年の出郷と収容所経験や、1945年の再難民化と戦後の西ドイツ社会への統合に関する章と比べると、副次的な扱いにとどまっている。またデーリングの研究は主として1939年から1940年までの入植政策に関しては詳しいが、入植後の村落の実態については対象から外されている。

しかし戦時農民入植政策における「民族ドイツ人」への着目は、単に「民族ドイツ人」の歴史的経験にも光をあてるというにとどまらない意義をもっている。というのも、戦時入植政策は、ポーランド人の土地所有剥奪と強制移住政策を通じて、この地の農業構造に大きな影響を与え、ひいては戦後のポーランド農村の土地改革のありようや、あの複雑なポーランド社会主義権力の確立過程をも強く規定したと考えられるからである。さらに、戦後ドイツに関わっては、上記のように、「民族ドイツ人」移住農民の一部は、戦時入植経験と農民的ハビトゥスを併せ持つ有能な難民新農民として戦後東ドイツ農業を在地レベルで支えることになったからである。このように、ナチ戦時入植政策の歴史的意義は、戦時から戦後に至る東欧農業全体の史的文脈において、はじめて理解可能なものである。

そこで本稿では、以上のような観点に鑑み、ナチのイデオロギーや政策過程の分析としてではなく、あくまで強制移住対象となった「民族ドイツ人」に寄り添う視点から、ナチのポーランド併合地における農民入植の実態、すなわち、より具体的には移住民収容所におけるスクリーニング（選別）、ポーランド人追放と「民族ドイツ人」の入村の実態、そして入植後の村落のありようなどを全体として明らかにしたい。さらに、戦後の東ドイツの土地改革に

対する「民族ドイツ人」の行動の一端をみることで、彼らの戦時から戦後への経験の推移にも言及してみたいと思う。ただし、ナチスの戦時ポーランド併合地農民入植政策の社会史的研究という観点からは、当然ながらポーランド人農民の経験に即した分析が必要不可欠であるが、筆者の現在の研究力量では、これがまったく不可能であったことは付言しておかなくてはならない。本稿はあくまでドイツ史の視線からの記述にすぎないものである。

史料としては、主としてベルリンのドイツ連邦文書館所蔵の「ドイツ民族強化<sup>ライヒ</sup>帝国全権」関連資料に基づくが<sup>11)</sup>、付加的にベッサラビア・ドイツ人の同郷者団体が発行する『年報』に掲載された体験談や当事者自身による語りの記録を利用する<sup>12)</sup>。とはいえ本研究は、現在のところ、膨大にのぼる関連史料や関連欧米文献について、収集という点でも読み込みという点でも、なおきわめて不十分な状況であることを告白せざるをえない。その意味で本稿は、このテーマに関する中間報告の域を出ないことをあらかじめ断っておきたい<sup>13)</sup>。

## 2. 戦時東部の入植政策 —— 「民族ドイツ人」入植とポーランド人土地接収の概観 ——

### (1) ナチ農民入植政策から併合地ゲルマン化政策へ

ナチスの農民入植政策は、政権獲得後の1933年7月、「ドイツ農民の新形成」が立法化されるころから始まった。世界恐慌期がなお深刻な状況のもと、これは当面はワイマル期の内地植民政策（グーツ経営分割による農民経営の創出）を継承したものとして出発せざるをえなかったが、しかし、入植農民の人種主義的な「選別」を前面に押し出した点に、その新しさを見ることができる。とくに入植応募者の「選別」にあたっては、優生学的な要素とともに、農民としての経営者能力も問われたことは、ナチ農民政策の「人的資源管理」に関わって注目されてよいこと gara である<sup>14)</sup>。

しかし、1936年10月、ゲーリングのもと四カ年計画が発足し、農相ダラーの政治的影響力が低下すると、ナチ入植政策にも大きな変化が生じることとなる。景気回復とともに入植応募者が目に見えて減少することへの対応として、農民の自発的な応募によるのではなく、国家主導による上からの計画的な入植政策が試みられるようになるのである。制度上でも、1936年11月に「ドイツ入植民選別局<sup>15)</sup>」が廃止され、全国食糧職能団に入植業務が統合される。U・マイによれば、1937年、この全国食糧職能団の作業部会において、ヒトラーの指令によりチェコとウクライナを念頭においた入植計画が検討されたという。ここで注目すべきは、応募者の調達対策として、第一に、「帝国ドイツ人」入植者の調達に関して、西南ドイツの過小農地帯の農業構造改革との連動が目指されたこと、第二に、人種規定をより前面に出すことで、「民族ドイツ人」が東部入植者の対象とされたことである。このうち前者は、均分相続地帯であって人口過剰であるのみならず分散錯圖が顕著な西南ドイツ小農地域に関して、耕地整理と專業的中農層の育成を軸とする農業構造改革および村落空間の改造

を行い、あわせて過剰となった農民を東部に入植させようという意図をもつものであった<sup>16)</sup>。こうした農民入植政策をめぐる変化は、1935年の「ドイツ景観計画局 Reichsstelle für Raumordnung」の設置<sup>17)</sup>とも連動していよう。シュテールは、こうした一連の経過に「内地植民政策」（ゼーリング）から「農村計画学」（マイヤー）への入植政策の質的な転換を読みとろうとしている<sup>18)</sup>。これをもって「血（＝人的資源）」の新創造に比重があったナチス初期の入植政策は、「地（＝農村空間・農林資源）」の新創造を志向する後期の入植政策へとその性格を変えたとみなしておきたい。

さて、上記の二点のうち、前者の西南ドイツの農業構造政策と東部入植の連動については、戦時農政においても各州レベルで農政学者らを動員して継続されものの、結果的には西南ドイツ農民が東部入植に積極的な反応を示すことはほとんどなかった<sup>19)</sup>。現実の東部農民入植を担ったのは、「帝国ドイツ人」ではなく「民族ドイツ人」たちであったのである。1938年、南チロル問題やズデーテン割譲の経験を契機として、ナチスは「民族ドイツ人」移住による国境紛争の解決やゲルマン化政策を中心に据えるようになる。ほぼ同時期にグレーが「人種・入植本部」長を解任されたことにも相まって、その後のポーランド占領地の入植政策は、ヒムラー指導下の親衛隊組織を軸に実行されていく<sup>20)</sup>。こうして1939年8月の独ソ不可侵条約、そして9月の第二次大戦開戦とポーランド占領をうけて、東欧における大規模な強制移住政策が独ソの双方の主導で開始されることになった。ナチス・ドイツは、「わが故郷、ドイツへ Heim ins Reich」をスローガンに、ダンツィヒ・西プロイセンとヴァルテラントの両大管区への「民族ドイツ人」の移住政策を促進する。「国内」の戦時農政との関わりが希薄化するのに反比例するかのようになり、「民族ドイツ人」移住農民の入植政策は、ポーランド人の総督府への強制移住、ドイツ本国への外国人労働者の強制調達、そしてホロコーストなどから構成される民族浄化政策と表裏一体となっていくのである。

## （2）「民族ドイツ人」戦時移住政策の推移の概要

戦時の東部ゲルマン化政策を担う権力組織の中核は、1939年10月7日、ヒトラーの極秘命令により、親衛隊全国指導者ヒムラーのもとに親衛隊本部組織の一つとして設置された「ドイツ民族強化帝国全権<sup>ライヒ</sup>」である。その主たる任務は、「民族ドイツ人」の東部移住、「危険な」外国人の排除、そして東部の新ドイツ入植地域の建設であった。さらにこの「ドイツ民族強化帝国全権<sup>ライヒ</sup>」の指揮下に、「民族ドイツ人」の移住政策（出郷の実施と収容所の管理・運営）を担う「民族ドイツ人中央本部」が、また民族ドイツ人の「審査」や「選別」を行う機関として、ハイドリッヒの「国家保安本部」—ホロコーストの中心組織である—のもとに「入国者本部」がほぼ同時に設置されている。「入国者本部」がおかれたのは、ポーランドのゲルマン化の前線基地ともいえるリッツマンシュタット市（現ウッチ市）である。これらの動きからは、極めて短期間に強制移住政策のための組織的整備が図られていく様子が窺い知れよう。同月内には、はやくも「国家保安本部」を主体として数次にわたるポーランド人の総督



府への短期強制移送計画が実施されたのである<sup>21)</sup>。

そして、独ソ不可侵条約に基づき、まずは、ほぼ同時期にエストニアおよびラトビアのバルト・ドイツ人の移住政策が、さらに、この二ヶ月後の1939年12月からは、ガリツィア、ヴォリニア、ナレフなどの旧東部ポーランド地域の「民族ドイツ人」の移住政策が、次々と実施に移されていった<sup>22)</sup>。驚くべき早さといえようか。さらに約9ヶ月後の1940年6月、ナチの対仏戦勝利を横目にみつつ、同月にソ連軍がバルト三国とともに、ルーマニア東部のベッサラビアおよび北部ブコビナに侵攻し、8月には当地をソ連領に併合。さらに9月7日には、ルーマニア東南部のドブロジャがブルガリアに割譲されるに至った<sup>23)</sup>。これをうけ、穀物収穫が終わる同年9月末から、新たにベッサラビア、ブコビナ、ドブロジャのルーマニア系「民族ドイツ人」の集団出郷が、上記の「民族ドイツ人中央本部」を実施部隊として開始されるのである。短期間で現地に入植したバルト・ドイツ人、およびガリツィア、ヴォリニアのドイツ人の移住者とは異なり、ルーマニア系の「民族ドイツ人」は、ドイツ国内の南部地域を中心に各地に設置された移住者収容所で、長期にわたる難民生活を余儀なくされた。収容所暮らしが一年ほど経過した頃に「入国者本部」による人種主義的なスクリーニング審査が実施され、これを経たのちの1941年1月から、漸くにして彼らは兩大管区の農村部へと順次入植していくのであった<sup>24)</sup>。ベッサラビア・ドイツ人の入植がおおむね完了するのは独ソ戦開始後の1942年である。ただし、彼らの一部は1942年11月から1943年5月まで行われた所謂「ザモシチ作戦」の対象となり、ウクライナとの国境に位置する総督府東部のザモシチ地域に、文字通りの「国防農民」として入植していった<sup>25)</sup>。しかし、スターリングラード戦敗北後の1943年になると局面は一転、バツケラ食糧・農業省サイドからヒムラー主導の「追放＝入植」政策がポーランド農業生産に深刻な影響を与えていることが問題視されることとなり、1944年8月、ヒムラーとバツケにより入植計画の停止が決定されるに至る<sup>26)</sup>。ソ連軍のオストプロイセン進攻とドイツ軍退却により東方ドイツ人の大量難民化が始まるのは、これ以降のことである。

### (3) 「民族ドイツ人」入植とポーランド人農民の土地接收—統計的概観—

以上が「民族ドイツ人」移住政策の概要であるが、しかし、いったいそれはどれほどの規模のものであったのだろうか。以下、統計数字によりつつ、「民族ドイツ人」側からみた移住者人口の内訳と、ポーランド人側から見た土地接收の内容から、この点を概観してみよう。

まず、表1は1944年1月1日時点、つまりは最終時点における「民族ドイツ人」移住者の人口的な内訳を示したものである。この表において、とくにロシア系住民は、戦況悪化によるドイツ人難民の動きを反映するものであり、さらに年ごとの変動も大きいと思われるのでここでは考察の対象から外し、以下では東部農民移住者としての実質を有する「バルト系」、「東部ポーランド系」、「ルーマニア系」の三大グループに限定して検討することにした。

そこでまず、全体の人数をみると、三大グループの移住者総数は約50万人、このうち東

表 1 戦時における東欧「民族ドイツ人」移住者の民族別・移住先別の概況 1944年1月1日（単位：人）

出郷地	移住者総数	移住者滞在者	ドイツ国内(1)移住者(A区分) (2)移住者	東部移住者(O区分)			東部移住者(O区分)のうちの農業入植者				その他地域の農業入植者		
				人数(a)	O区分比率(3)	世帯数(b)	世帯当たり人数(n/a, b)	ヴァルター・グロイセン	ダシツィ・プロイセン	オスト・プロイセン		オバー・シレジーエン	その他東部
エストニア・ラトビア	76,857	0	6,000	57,171	91%	19,386	2.9	11,038	645	4	11,687	20.4%	
リトアニア	51,049	8,116	9,400	29,202	76%	6,688	4.4	2	18,246(4)	22	18,270	62.6%	
(バルト系・計)	127,906	8,116	15,400	86,373	85%	26,074	3.3	11,040	645	26	29,957	34.7%	
ヴォルニア・ガリチア・ナレフ地域	136,463	359	19,050	109,336	85%	25,550	4.3	77,081	3,264	3,358	87,305	79.9%	
総督府東部地区	32,914	273	5,550	25,940	82%	5,761	4.5	21,763	930		22,693	87.5%	
(東部ポーランド系・計)	169,377	632	24,600	135,276	85%	31,311	4.3	98,844	4,194	3,358	109,998	81.3%	
ベッサラビア	93,329	1,331	2,100	88,022	98%	19,664	4.5	37,580	36,423	4	77,935	88.5%	
北部ブコビナ	43,641	871	10,400	23,880	70%	6,528	3.7	3,052	5,268		8,320	34.8%	
南部ブコビナ	52,129	2,165	6,750	40,164	86%	9,724	4.1	5,770	6,146		12,513	31.2%	
ドブロージャ	15,448	2,369	1,000	11,201	92%	2,202	5.1	5,189	6	4,746(6)	9,941	88.8%	
その他の旧ルーマニア	10,091	630	3,550	1,075	23%	345	3.1	22	36	130	188	17.5%	
(ルーマニア系・計)	214,638	7,366	23,800	164,342	87%	38,463	4.3	51,613	36,423	0	108,897	66.3%	
(三大グループ・計)	511,921	16,114	63,800	385,991	86%	95,848	4.0	161,497	41,262	3,384	248,852	64.5%	
スロベニア(8)	15,008	154	1,100	13,102	92%	3,326	3.9					8,941(9)	
ブルガリア	1,945	994	150	218	59%	48	4.5				165	75.7%	
セルビア	2,900	1,166	1,000	350	26%	125	2.8				28	8.0%	
ロシア(イングリア地方)(10)	220,000	75,949	4,750	785	14%	193	4.1				399	50.8%	
ギリシア	350	194											
ポスニア	18,370	5,937	2,950	3,287	53%						316		
スロヴァキア	91	95											
総計	770,585	100,603	73,750	403,733	85%	99,540	4.1	161,497	41,262	3,384	248,852	61.9%	
											28,555	249,760	61.9%
											15,062	27,647	64.5%
											165	165	75.7%
											28	28	8.0%
											399	399	50.8%
											316	316	
													3
													8,944

注 (1) 旧ドイツ (Altreich) とは、1937年までのドイツの領土をさす。  
 (2) 移住者の中には仲介機関を通さない者や、一時的に旧ドイツに滞在している者が相当数存在する。さらにまた、移住者の選別は、他にS区分（「他所者分子」と判断されて民族ドイツ人の定住政策から排除される）などがある。このため移住者の総数はA区分とO区分と難民收容所滞在者の合計に一致しない。  
 (3) A区分とO区分の合計に対するO区分の比率。未選別の者、およびS区分を除いて算出。  
 (4) リトアニア・ドイツ人のリトアニア内部移動、(5) ベッサラビア・ドイツ人の総督府への移動、(6) ドブロージャ・ドイツ人の保護領（チェコ）への移動。  
 (7) 「その他地域」とは、「ウンター・シユタイアーマルク」（スロベニア北部地方のオーストリアとの国境地域）「南部ケルンテン」（オーストリア南部のスロベニアとの国境地域）、ルクセンブルク、ロートリンゲン  
 (8) 「スロベニア」はコチエエエ地方（Gottschee und Laibach）。つまり両地域の「民族ドイツ人」がオーストリア国境付近へ内部移動したことを意味する。  
 (9) 「ロシア」は主としてイングリア地方（フィンランド国境地域）の民族ドイツ人。22万人に及ぶその急増ぶりは戦況悪化に伴うイングリア・ドイツ人の急速な難民化を意味する。  
 出典：B-Arch., R49, Nr.86, Bl. 1-6, Statistischer Bericht über die Um- und Anstellung, Stand. 1.1.1944

部入植者は約38万人であり、さらに農業入植者は約28万人である。ここから、移住者に占める東部入植者の比率は86%と圧倒的であり、さらにそのうち65%が農業入植者であることがわかる。ただし農業入植者については、「バルト系」は3万人、しかもその約6割はリトアニア・ドイツ人の「その他の東部」への入植者たちである。ここでいう「その他東部」とは具体的にはオストプロイセンに接するリトアニア側の国境地域への集団移住をさしていると考えられる<sup>27)</sup>。またエストニア、ラトビアの「民族ドイツ人」は、もともと農業入植者比率が約2割と非常に低いうえに、数少ないヴァルテラントへの農業入植者も、ポーランド人のグーツ経営にそのまま農場主として入植するなど、通常の農民入植とはかなり異なる内容をもつものであった<sup>28)</sup>。

これに対して残りの二つのグループは、ともに農業入植者の総数が各々10～11万人、東部移住者に占めるその比率も、南北ブコビナ・ドイツ人を除いて約8割と非常に高くなっている<sup>29)</sup>。したがってポーランド農業入植者の主たる部分は、ほぼこの20万人の移住農民たちであったとみなしてよい。ただし入植先については、先発組であったヴォリニア人やガリツィア人らがもっぱらヴァルテラントに集中的に入植しているのに対し、後発組であったベッサラビア人は、ヴァルテラントのみならずダンツィヒ・西プロイセンにもほぼ同数の人々が入植している。他方で1944年時点でも移住者収容所暮らしの人々がなお相当数存在する点から推測されるように<sup>30)</sup>、入植後の農業経営の難しさを反映してであろうか、後発組になればなるほど好条件の土地・家屋の取得が難しくなったと考えられる。ベッサラビア・ドイツ人のザモシチ入植や、ドプロジャ・ドイツ人の保護領チェコへの入植にはそうした事情が与っていると思われる。

ところで繰り返す述べるように、「民族ドイツ人」入植は、占領されたポーランド人にとっては自らの土地と家屋の接収、そして総督府への追放措置を伴うものであった。では、この政策によりポーランド農民から接収された土地は、換言すれば「民族ドイツ人」の入植用の土地ファンドは、どの程度の規模に及ぶものだったのだろうか。この点は、戦時入植政策がポーランド農業に与えたインパクトを考える上でも非常に重要な点であろう。

ナチスは併合地のゲルマン化政策にあたり、手始めに土地調査を行っている。これにより把握した土地のうち、「土着ドイツ人」—第二次大戦前にポーランド地域に定住していた「民族ドイツ人」<sup>31)</sup>—以外の土地は、すべて接収可能な土地ファンドとしてナチス・ドイツの管理下におかれることになった。このうち実際に接収が実行されるのは、主として「民族ドイツ人」移住民の入植対象となった村落のポーランド人農民たちの土地である。

ここで表2は、1941年12月末時点での両大管区の経営数と土地保有の状況をしめしている。このうち「定住ドイツ人」のカテゴリーには、「土着ドイツ人」農民と、調査時点で入植が完了していた「民族ドイツ人」移住農民の双方が含まれていると考えられるが、しかし、もともとのデータにはその内訳は示されていない。そこで、この3ヶ月後の1942年3月1日における両大管区の「民族ドイツ人」農業入植者の人数が判明することから、この数字



表2 中央土地局に把握された東部地域の面積と経営の民族別内訳。

	ヴァルテラント				ダンツィヒ・西プロイセン					
	経営数 (同、比率)		面積 (ha) (同、比率)		経営数 (同、比率)		面積 (ha) (同、比率)			
定住ドイツ人計 (a)	49,145	100.0%	13.9%	752,725	23.1%	27,779	100.0%	24.9%	450,450	30.5%
土着「民族ドイツ人」 (=a-b)	11,754	23.9%	3.3%	191,860	5.9%	20,703	74.5%	18.6%	344,310	23.3%
入植「民族ドイツ人」 (b) <sup>(1)</sup>	37,391	76.1%	10.6%	560,865	17.2%	7,076	25.5%	6.3%	106,140	7.2%
「ポーランド系」計 (c)	304,144	86.1%		2,509,628	76.9%	83,663	75.1%		1,027,872	69.5%
ポーランド人	302,812	85.7%		2,497,361	76.6%	69,672	62.5%		826,912	55.9%
カシュバイ人						13,772	12.4%		196,093	13.3%
ユダヤ人	1,332	0.4%		12,267	0.4%	219	0.2%		4,867	0.3%
計 (a) + (c)	353,289	100.0%		3,262,353	100.0%	111,442	100.0%		1,478,322	100.0%
その他の民族グループ	630			6,053		694			11,052	
不詳地	35			402		650			8,805	
法人・教会・国有地	6,406			245,983		10,071			434,223	
総計	360,360			3,514,791		122,857			1,932,402	

注 (1) 1942年3月1日の数字をもとに計算。算出の仕方は本文参照。B-Arch, R49, Nr.84, Bl.19,  
 出典：B-Arch, R69, Nr.84, Bl. 50 (Stand, 31. 12.1941)

をもとに世帯当たり家族員数を4人、また入植農民の経営規模を東部併合地ドイツ人農民全体の平均値である15haと仮定して<sup>32)</sup>、土着者と入植者の経営数と土地面積を計算し、その数値を上記の1941年12月末時点のデータに組み込んで作成してみたものが、この表2である。

そこであらためて表2をみてみよう。まず第一に、「土着ドイツ人」を含めたドイツ人農民全体に占める「民族ドイツ人」移住農民の比率は平均すれば約6割であるが、ヴァルテラントではその比率が76.1%と非常に高いのに対し、ダンツィヒ・西プロイセンでは25.5%と低く、両大管区で対照的であることがわかる。

第二に、入植者の土地フォンドがポーランド人の土地所有全体に占める比率をみてみよう。するとヴァルテラントでは、ポーランド系の総農地面積が約250万haであるのに対して、入植者分は約56万ha、同じくダンツィヒ・西プロイセンでは約103万ha対約11万haとなっている。入植者に割りあてられた土地がすべてポーランド人から接収された土地であるとする、両大管区において接収された土地の比率は、前者で18.3%、後者で9.8%という数字になる。 $(56 / (250 + 56) = 0.183)$ 、 $(10 / (10 + 102) = 0.098)$ 。ヴァルテラントにおいてはこの時点で入植事業はほぼ終焉している、この約18%という数字をそのまま土地接収の比率とみなしておこう。これに対してダンツィヒ・西プロイセンでは、この時点におけるベッサラビア・ドイツ人の入植は、約7割程度の進捗度合いである。したがってここ

での最終的な土地接収の比率は、単純計算で14%程度の水準となったと推測される（ $9.8\% \div 0.7 = 14\%$ ）。もちろんポーランド人の土地接収は、「民族ドイツ人」入植者の土地ファンドのみならず、上記の「土着の民族ドイツ人」の増反分や、軍用地などを目的とする土地ファンドとしても充用されたであろうから、接収の水準はこれよりもかなり高いとしなくてはならない<sup>33)</sup>。

ここでヴァルテラントに比べ、ダンツィヒ・西プロイセンの方が、入植者数でも土地接収比率でも、その水準がかなり低くなっていることをどう考えたらいいのだろうか。これについてはゲルマン化政策におけるヴァルテラントの特別な位置づけや<sup>34)</sup>、もともと当該大管区は「土着ドイツ人」農民が相対的に多い地域であることが与っていることはもちろんだが、ここではこの地の少数民族であるカシュバイ人の存在に着目したい。本表でも、カシュバイ人—ここではポーランド人に分類されている—の土地所有の比率は13%と想像以上に高い。こうしたナチ併合地の土着の「ドイツ系ポーランド人」とも目される人々としては、カシュバイ人とどまらず、オストプロイセンのマズール人や、オーバー・シュレジーエンの人々があげられる。彼らは戦後のポーランド土地改革においては、反対に土着の「ポーランド系のドイツ人」として、一時とはいえ敵対視され、ポーランド社会から排除される運命をたどる人々となった<sup>35)</sup>。

### 3. 移住者収容所における「スクリーニング（選別）」

#### —— ベッサラビア・ドイツ人を中心に ——

#### (1) 出郷から移住者収容所まで

ベッサラビア・ドイツ人の帝政ロシア移民は19世紀初頭に遡る。1812年、ベッサラビアがオスマン・トルコ帝国から帝政ロシアに割譲されるが、この時、帝政ロシアの移住政策に応じる形で、ヴェルテンベルクやバイエルンなどの南西ドイツ地域、メクレンブルク・ポンメルン・西プロイセンなどのバルト海沿岸地域から、当時のドイツ人移民がこの地に集団入植したのである。（前者はベッサラビアのシュヴァーベン人、後者はベッサラビアのカシュバイ人と呼称される。）第一次大戦後、ベッサラビア地方はルーマニア領になったため、彼らはルーマニアのドイツ系少数民族となった<sup>36)</sup>。

ナチ親衛隊「入国者本部」は、「民族ドイツ人」の移住政策の実施にあたり、人種主義的な観点から各移民集団の文化的・社会的調査を行っている<sup>37)</sup>。ベッサラビア・ドイツ人についても移住者は出身地を基準に大きく6集団に分けられ、それぞれについて調査が実施されている。それによれば宗教的には圧倒的にプロテスタントである。また出身地別にみると、5地区のうち3地区でシュヴァーベン出身者が8～9割を占めるのに対し、別の2地区は「低地ドイツ人」出身者が多数派だが、その占有率は約7割とやや低くなっている<sup>38)</sup>。これら

ら、主流をなすシュヴァーベン系移民における宗教性の強さ、さらにシュヴァーベン方言を長期にわたって堅持し続けるほどの文化的継承性の高さが、ベッサラビア・ドイツ人たちの大きな特徴であるといえよう。

さて、上述のように1940年6月28日のソ連軍のベッサラビア侵攻後、9月5日に独ソの移住協定が締結され、同月14日に親衛隊のドイツ移住部隊が自動車とトラックを連ねてベッサラビアの各ドイツ人居住地に入った。結果的には、これが彼らの長期にわたる戦時移民・戦後難民経験の始まりの日となるのである。9月30日、まずは子供、女性、老人たちを中心とする大規模な集団移送が開始され、以後、この移送は11月まで数次にわたって続いたという。ちなみに11月11日にはベッサラビアで大規模な地震が発生している。後のドイツ敗戦時におけるカオス的狀況下でのアナキーな「裸」の難民化過程と比べると、1940年のベッサラビア・ドイツ人の出郷は、親衛隊の指導の下に大きな荷物を携えつつ（ただし家畜は連れていない）、バスや荷馬車による隊列を組んでの出発であった点にみられるように、はるかに組織的な移住であったことが注目される。人々は、ユーゴスラビアのゼムリンを中継地として、ここからドナウ川を船舶で遡上し、その後、フランケン、ザクセン、バイエルン、チューリンゲン、ズデーテンラント、オーストリアなどの南ドイツの各地域に約800カ所も設置されたという移住者収容所—具体的には学校、ガストホーフ、映画館、劇場、農場、工場などに、出身地域ごとに分けられて収容されるのである<sup>39)</sup>。

## (2) スクリーニングの実態 —人種主義的「選別」の特徴と限界—

「民族ドイツ人」移住者のうち多数を占めた農民たちは、「わが故郷、ドイツへ」へのスローガンのもと、従来と同程度の農業経営を再びわがものにできるというドイツ政府の約束を信じて出郷に同意した。しかし、この移住政策は社会政策ではなく、あくまで東部ゲルマン化政策を担う「人的資源調達」の一環であったから、東部入植にあたっては、初期ナチス入植政策以来の「スクリーニング *Schleusung*」—その内実は人種主義的な「選別」である—が各地の移住者収容所おいて行われたのである。スクリーニングの区分は、大きくは「東部入植」を意味する「O区分」、「ドイツ国内定住」を意味する「A区分」、そして「ドイツ民族同胞」とは認められず、移住政策の対象外とされる「S区分」などからなる<sup>40)</sup>。このうち実質的に問題となったのは「A区分」か「O区分」かという区分であった。というのも農地の取得が可能なのは、人種としても農民経営者としても問題ないとされる「O区分」だけだったからである。職人など農外部門の従事者を別として、スクリーニングの結果、農民でありながら「A区分」に選別されれば、それは「ドイツ農民」としての適性を欠くと判断されたことと同義であり、ドイツ国内において農業労働者などの従属的な地位に甘んじることを余儀なくされた<sup>41)</sup>。ドイツ国内の農村の日常世界—「帝国ドイツ人」の世界—においては、「民族ドイツ人」は誰の目にも東欧の「他所者」としてしか映じないのであるから、「A区分」であることは、事実上、外国人強制労働者に匹敵する屈辱的存在としてドイツ社会で生きざ

るをえないことを意味するのである。

現実には、すでに前掲表1に示したように、最終的には、ベッサラビアやドブロジャの「民族ドイツ人」の9割以上が、ヴォリニア、ガリツィアの「民族ドイツ人」の場合も85%の人々が「O区分」に分類されている。その意味ではスクリーニングは、じつは形式的な審査に過ぎなかったといえなくもない。しかし、東部農民入植を希望しつつも当初「A区分」と評価された「民族ドイツ人」たちは、その結果に対して強く反発し、審査結果の変更を願い出ている。

こうした事情が背景にあったのだろう、1941年3月11日、ザクセン大管区のナチ党ガウ指導者カダツは、「民族ドイツ人中央本部」宛に「A/O区分のスクリーニング結果に関して」と題する速達文書を送付した<sup>42)</sup>。そこで問題とされているのはベッサラビア・ドイツ人移住者のスクリーニングであった。文書中には明言はされていないが、これは親衛隊主導のスクリーニングに対するナチ党組織からの公然たる批判としての意義を持つ。この文書は「民族ドイツ人中央本部」から、スクリーニングの実施機関であるリッツマンシュタットの「入国者本部」に回される。文書が転送されるさいに、マイクスナー博士なる人物の査定文書が添付されているが、その内容は、ある移住者収容所長の話として、スクリーニングの結果が「少々厳しい」ために移住者たちがいつも請願に訪れ、審査結果の変更を収容所長に提出しているというものである<sup>43)</sup>。これに対し同月29日付けで「入国者本部」により、ガダツ文書に全面的に反論する文書が作成され、F同志なる人物に提出されている<sup>44)</sup>。

さて、ガダツの批判の第一は、土地所有や農場経営者の評価が公平性・適確性を欠くのではないかというものである。ヴォリニア・ドイツ人の場合、「A区分」とされたのは農地所有が5ha以下であったことが基準とされたのに、ベッサラビア・ドイツ人の場合、40ha以上の土地所有をもつ農民50名が「A区分」となっている。かつて大土地所有者だった農民がドイツ国内の小農経営の農業労働者になるのは許されることなのか。さらに「A区分には30-40haの土地を持つ成功した農民たちが多く含まれているのに、他方で土地を放置したり売却した怠惰な農民がO区分に」なったり、「飲酒癖があって経営をひどく放置している者」や、「5年もの間、20haの土地をぞんざいに営んだ後で売却したにもかかわらず、O区分となった者」がいたことを指摘している。

こうした批判の背景には、移住政策にあたっては出郷時の身分の原状回復を保證すべきというだけでなく、東方入植者には「新たなドイツ農民」として農場経営者としての能力が求められるべきであるという一般的な了解が横たわっている。さらにカダツは「例えば、ある母親はO区分なのに、夫と子供（7～14歳）がA区分」となるなど、家族内で判定が違うことも問題にしているが、これも東部農民入植が家族制農業を前提とすることを当然視していることに基づく批判である。

しかし、これに対する「入国者本部」の反論は、ガダツの常識とはまったく異なるものであった。その反論は明確である。「人種的・国家政治的判断は農地所有とは直接の関係はない」

のである。例えば旧 K 村のホフマン家は、当該地の「民族専門家」によれば、第一次大戦前に強度にロシア化した人々として有名だったために人種的には4級とされ「A 区分」となった。と同時に、この家族は大規模所有といっても、そのほとんどを小作に出していることが「人種の劣化」の印として論じられている<sup>45)</sup>。このように「小作化」はネガティブな「人種的判断」の根拠とされている。

第二に、ガダツは、委員会判断の恣意性・公平性に対して疑問を投げかけている。同じ地域出身の住民だから類似のスクリーニング結果が出るはずなのに、「A 区分」比率が、移住民収容所間で0%から40%までと極めて大きな差が認められる。これは収容所ごとに担当した委員会が異なっていることにその原因があるのではないか、という批判である。

この点に対する反論は、ガダツの批判が「人種判断」に関してまったく無理解であるとするものであった。そこでは「A 区分」比率が高水準であったベレジナ第7地区99世帯について、「A 区分」と診断された自営農民21世帯の例を引き合いに出しつつ、詳しい反論が展開されている。そして、完全な外婚制を想定した場合に比べ、実際の名前の数が半分に過ぎないことを根拠に「これらの世帯に強烈な近親婚が認められた」ことを強調。さらに、この21世帯の自立農民はみなベレジナ村の出身であり、コッホ家の一族、マーチュ家の一族、リタウ家の一族では癲癇や知的障害者の存在が確認できるともしている。一般にも、「民族ドイツ人」の東部入植においては、当初は近親婚を避けるために旧集落ごとの集団入植ではなく散在型の入植が試みられた。しかし、入植後の定着の失敗を避けるために、まもなく親族・同族ではない近隣3家族までなら集団入植が認められるよう変更されたといわれている<sup>46)</sup>。

第三点は、民族性の評価に関する問題である。ガダツは、東方入植は人種的理由により選別されるべきだが、明らかにロシア人やルーマニア人に出自をもつような「他所者出身者」なのに「O 区分」となった人々が存在することを、具体的に4人の名前をあげて批判している。しかも、彼らの中には「大酒飲みの異常者で、かつて故郷の村では「村の痴呆」と呼ばれていた人間」までがいてはいないか、と述べている。

これに対し、「入国者本部」は、ガダツが文書であげた4名について個別に検討、結果として自らの判断の正しさを主張する。すなわち、一人目のEKは確かにウクライナの家系の出身であるが、両親とも福音派。父親の世代でドイツ化しているとみなされるのでまったく問題はない。二人目のPPは父方がロシア系、母方がウクライナ系だが、どちらも福音派。本人はドイツ・ルーマニア人学校に通い、ドイツ人と結婚している。これは典型的な「A 区分」と「O 区分」の境界例であり、どちらともいえるとする。その限りでは、ここは歯切れが悪くなっている。三人目のEKはルーマニア人だが、母親が「民族ドイツ人」で妻も「ドイツ人」だから「3/4ドイツ人」であり「O 区分」でよい。最後に四人目のDDはルーマニア人でギリシア正教だが、妻と子供は福音派。自他ともに「民族ドイツ人」と認知されている。そして民族性に関して「入国者本部」が「民族グループ」の判断を覆すのはよほどの場合だけだ、と弁明している。



ガダツの人種主義理解は、「可視的な民族性」と日常の「勤勉／怠惰」「清潔／不潔」に基づくものであり、当時のナチ指導者を初めとする一般の「帝国ドイツ人」の「常識」に近いものだろう。これに対して「入国者本部」の判断は、内婚制に対する強いアレルギーとは対照的に、「民族ドイツ人」の民族性に関する判断は、意外なほどに緩やかである。これは東方ゲルマン帝国が「民族ドイツ人」を担い手として建設されるという構想に基づくのであろうが、両者のズレはかなり深いといわなくてはならない。

gau指導者カダツの行為が、その後どう処理されたかは、現時点では不明である。しかし、結果的には、ほとんどの「民族ドイツ人」移住農民は東部に入植することとなった。1941年8月14日付けの親衛隊小隊長Bによる「入国者本部」長宛文書においては、早期入植者のヴォリニア・ドイツ人のように、入植後のスクリーニングで「A区分」とされた人々、あるいは再審査で「O区分」から「A区分」に変更された人々は、ドイツ国内への再移住を拒否していること、しかもこれに対して「ドイツ民族強化帝国全権<sup>ライヒ</sup>」は目立った反応をしていないこと、他方で「A区分」でドイツ国内に行った人々に対して、現地の職安が移住者の希望に沿ってヴァルテラント行きをむしろ斡旋していること、さらに移住者たちが収容所を勝手に抜け出し不法に西から東へ移動しているが、これに対しても何の対策もなされていないこと、これらの点が指摘されている<sup>47)</sup>。親衛隊の人種主義的スクリーニングが、選別される「民族ドイツ人」の自尊心に深い傷を負わせたことは間違いないが、他方で、スクリーニング自身は、東部農民入植の現実の前に、その実効性を喪失していたのである。

## 4. 「民族ドイツ人」の農民入植の実態

### (1) ポーランド人の「強制疎開」と「民族ドイツ人」の入村

「民族ドイツ人」の入村は、入植村落のポーランド人の「強制疎開<sup>48)</sup>」—総督府への追放措置—と一体である。では、それは具体的にどのように行われたのだろうか。そのリアルな表象を得るために、ここでは1940年3月20日未明から早朝に行われたリッツマンシュタット郡ブジェイニー村の例をやや詳しくみておこう<sup>49)</sup>。このゲマインデでは、この日だけで全村の12集落に、ヴォリニアおよびガリツィアの「民族ドイツ人」61世帯が入植した。平均すると一集落当たり5世帯の入植だが、少ないところは3世帯、逆に最も多いP集落では12世帯に上っている。

ポーランド人の追放はリッツマンシュタットの「入国者本部」の主導のもとに行われる。この例では親衛隊軍曹ジーゲルの指揮のもと、各集落ごとに警察部隊、治安警察、補助警察からなる「強制疎開部隊」が組織され、加えて集落の事情に詳しい「土着ドイツ人」と活動スタッフの「隊列長」が配置された。さらに各対象農家<sup>50)</sup>に対して、治安警察官1名、補助警察官2名が割りあてられる。この補助警察は、明け渡された家を監視する役割を負った

という。

まず入植前日に活動スタッフが村に入り、「強制疎開」対象となる農家や道路の状態を再確認しておく。夜半になって、出撃拠点となるブジェイニー村の学校に一同が終結して待機する。そして当日早朝の午前3時半、ついに「強制疎開部隊」の各集落への進駐が開始される。「隊列長」が、手渡されたリストをもとに追放対象となる農家に印を付けた。ポーランド人がドアを開けたら、荷物をまとめさせて警察官が村の入り口まで連行<sup>51)</sup>。全員がそろったら彼らをバスに乗せ、リッツマンシュタットの収容所にまで移送したという。

他方で入植予定者たちは、同日の早朝5時、入植村落ごとに整列したうえでバス7台とトラック10台でリッツマンシュタットの移住者収容所を出発、午前8時半に上述のブジェイニー村の学校に到着した。その時にすでに校庭には「ポーランド荷馬車 *Polenwagen*」が待機している。この荷馬車は入植者たちをここから入植地に運ぶためのもので、荷馬車の各御者が各々の入植者番号と農家番号を書いた大きなプラカードを荷馬車に掲げたという。入植者たちは、各集落の隊列長に迎えられ、それぞれが指定の荷馬車に乗り換え、荷物も積み替えられた。そのさい人々にはコーヒー、パン、マーマレードが配られた。こうして午前9時には出発準備が整い、順次、目的とする入植集落に向けて出発する。村では郡指導部代理と、上記のようにポーランド人退去後の農家の監視のために残っていた補助警察が彼らを迎える。そして隊列長から入植者たちに、これらの農家とその付属物、具体的には住居、畜舎、土地、そしておそらくは家畜が、お祝いの言葉とともに与えられたのである。最後に郡指導部代理が各家族に総統の写真を渡し、「明日には農民団の代理があなた方を訪問し、農地や農家の境界を示す予定だ」と伝えたという。

以上が追放と入植の概観である。これが典型的な例なのかどうかはわからないが、ポーランド人の村からの追放措置と「民族ドイツ人」入植が、親衛隊組織を主体として、入念な準備のもとで迅速かつ一体的に行われており、その手際よさにまずは驚かされよう。この例にみるポーランド人の村落からの追放は、そのまま当時のユダヤ人狩りの手法を彷彿させるものだ。さらに、この事例では、追放にあたっては村に通じた「土着ドイツ人」がその水先案内人になっていること、また入植者たちが荷馬車に乗って入村していることにも注目しておこう。彼らは決して「裸」の移住者ではなく、わずかとはいえ、それなりの荷物をもって入植したのである。その場合、荷馬車の御者は「ポーランド荷馬車」と呼称されていることから、ポーランド人である可能性が高いだろう。ちなみに戦後の体験者における語りにおいては、入植時の記憶として入植地を得た喜びよりも、他人の家を占拠したことによる「良心の呵責」に力点がおかれる傾向がみられるが<sup>52)</sup>、当時の報告書においては、そうした記述はほとんどみうけられない。

## (2) 「民族ドイツ人」の入植形態—土地と家の割当て—

すでに触れたように、「民族ドイツ人」たちは、当初はポーランド人村落に散在する形で

表3 フリーデンスター村出身農民の農戸割りリスト (一部)

入植地レントシュツ Lentschütz 郡マチェフ Mazew 行政村、入植日 1941年6月 (第1日目)

入植集落名 (入植世帯数)	氏名	「民族ドイツ人」入植農民					被追放ポーランド人農民	
		世帯主職業 (空白は農民)	世帯者 生年	家族 員数	割当面積 (ha)	小作	該当 世帯数	家族員 数
Waclawow (7世帯)	KG		1901	5	28.0		7	36
	SO	農業労働者	1909	7	4.0		3	14
	LJ		1912	3	14.0		2	6
	SI		1898	4	16.0		1	0
	SF		1904	3	25.0		8	43
	PF		1906	2	15.5		3	19
	PD		1896	6	22.0		4	24
Mazew Kol (7世帯)	SE	農業労働者	1910	4	5.5	6	1	7
	KG		1916	2	15.0		2	11
	KA		1885	4	23.0		3	16
	WL(女)	農業労働者	1889	1	0.5		1	7
	WJ		1915	2	14.0	3.5	3	18
	BO		1897	7	15.0		2	8
	GO		1914	4	32.0		4	21
Nowa-Zelazna (7世帯)	FE		1880	2	23.0		3	12
	KG		1895	7	27.0		5	25
	KG		1908	4	判読できず		3	13
	KF		1889	8	41.0		6	29
	JJ		1903	2	27.0		4	20
	MG	農業労働者	1901	4		6	3	11
	SA	農業労働者	1903	4	3.0		1	0
Marysin u. Kamin (5世帯)	EF		1879	4	32.0		6	22
	EG		1920	3	11.5		3	14
	PA		1916	3	15.0		1	6
	SK(女)		1901	4	16.0		1	2
	DF	製粉屋	1913	3	5.0	7	1	1
Jarochowek 8 pt	SE		1919	6	50.0		8	44
	HA		1882	2	24.0		4	15
	HG		1895	7	63.0		8	37
	KG	記載なし	1888	4	145.0		1(大経営)	8
	SJ		1904	4	41.0		2	11
Stare-Zalazw (4世帯)	GR		1911	5	18.0		3	16
	LJ		1889	4	20.0		2	11
	FO		1917	4	20.0		3	19
	GG		1904	6	18.0		3	19
Jarochow (3世帯)	SJ	職人	1909	4	2.0	6	1	6
	SJ		1907	5	15.5		2	0
	AO		1914	2	12.0		3	14
Izabelin (3世帯)	JG		1901	8	28.0		8	36
	BJ		1887	3	35.0		6	32
	HR	農業労働者	1910	4			記載なし	
Janice (2世帯)	BM(女)		1899	3	56.0		7	36
	FA		1899	9	18.5		6	27
平均 (4.8世帯)			1902	4	26.0	6	3	16

注：一日目のみ記した。なお、文書の日付は1941年6月21日である。

出典：B-Arch, R69, Nr.356, Bl. 1-15.

表4 クルム村出身農民の農場割当て（入植先集落単位）

入植地 Kosten 郡と Lissa 郡、入植日：1941年6月（1日目から6日目まで）

入植先集落名	「民族ドイツ人」入植農民				被追放ポーランド人農民	
	入植世帯数	家族員	出郷地の平均経営面積	平均割当面積	世帯数	家族員
Kosten 郡						
Radungen 村（12集落）	5.9	26.5	16.4	15.8	9.0	64.3
Birkendorf	9	50	18.5	16.7	13	77
Amberg	8	38	27.7	22.6	11	62
Spitzen	8	41	21.9	22.2	22	158
Dorngras	8	34	17.2	16.0	14	92
Grünau	7	28	22.0	16.9	7	54
Katharinhof	7	32	19.0	15.9	12	139
Radungen	6	27	17.3	15.6	8	56
Hausen	5	18	13.9	15.6	6	34
Schwazau	5	18	17.7	17.1	7	47
Natzlau	4	15	5.8	10.9	4	30
Marienhain	2	10	8.2	12.4	2	8
Britzen	2	7	7.2	8.4	2	14
Karlshausen 村（6集落）	9.3	37.8	25.4	19.5	9.5	64.4
Denaten	20	82	28.8	23.7	21	110
Bärenhorst	11	48	17.5	17.5	11	63
Taubendorf	11	47	21.6	17.2	11	63
Gross Lohe	9	37	13.1	14.9	9	59
Klein Lohe	4	11	26.6	24.3	4	27
Langenbrück	1	2	45.0	19.3	1*	
Kosten 村（6集落）	7.0	35.8	18.0	17.4	7.3	38.5
Langendorf	23	118	24.7	20.9	25	129
Weizendorf	9	46	18.4	18.8	9	50
Niedergrund	4	19	5.9	11.7	4	21
Pelikan	2	9	22.2	21.5	2	8
Hühnern	2	10	12.2	13.9	2	10
Hildingen	2	13	25.0	17.9	2	13
Kriewen 村（1集落）						
Grabenu	5	29	9.5	11.2	6	37
Reisen 村（1集落）						
Nougut	3	12	31.3	25.5	6	23
Altboyen 村（1集落）						
Hufen	1	4	26.0	26.3	1	12
Schmiegel 村（1集落）						
Alt-Press	1	2	22.0	19.5	1*	
Lissa 郡						
Storchnest 村（7集落）	3.3	15.3	18.1	21.4	6.3	34.3
Tannacker	8	40	21.4	21.7	18	105
Kankel	5	23	24.3	18.8	16	86
Laune	5	21	13.3	17.5	5	22
Mehensdorf	2	10	40.5	30.9	2	11
Soeweiler	1	5	16.0	24.8	1	5
Seehofen	1	5	10.0	20.8	1	5
Hangfelde	1	3	1.0	15.3	1	6
Leiperode 村（6集落）	2.3	9.3	14.3	13.1	3.2	16.3
Käupel	5	21	23.6	15.0	8	40
Saake	3	13	10.7	10.8	3	19
Gustloff	2	7	9.9	12.8	3	17
Taubenfeld	2	7	13.8	11.0	2	8
Kläue	1	4	22.0	16.0	1	6
Wissenhöhe	1	4	6.0	13.3	2	8
Feuerstein 村（5集落）	5.0	21.0	23.9	24.8	10.2	55.0
Neu Zedlitzwalde	10	45	24.9	26.4	15	84
Karlarede	7	27	21.1	23.0	15	79
Gelsendorf	3	14	26.7	28.4	9	41
Alt-Zedlitzwalde	3	11	19.3	20.4	5	27
Harmsdorf	2	8	27.5	25.8	7	44
平均	5.2	23.4	19.1	18.4	7.3	45.7

注：ここでいう「村」はゲマインデ（行政村）である。なお出郷地における経営面積には小作地を含めず計算した。

出典：B-Arch, R69, Nr.356, Bl. 16-23, 25-36, 51-95.

入植する混合方式が試みられたが、当時の報告によれば、放火・窃盗・屠殺などのポーランド人による抵抗や、これに対する入植者の不安からこの方式は断念され、その後はドイツ人が村で多数派を形成することを第一の目的に、まず出郷地の集落区域を基準に、これをいくつかのグループに分け、さらに各入植先ごとに10世帯程度を入植させることになったという。そのさいとくに興味深いのは、「戦後」における「帝国ドイツ人」の入植、および入植者の次世代家族の新規入植の余地を残しておくために、まずは村の「総面積の25 - 35%だけに入植すること」にしたと記されていることである。このために「ポーランド人の約65%が従前通りに自らの家にとどまる」ことになったのである<sup>53)</sup>。

ところで、ベルリン連邦文書館所蔵の「入国者本部リッツマンシュタット」項目に分類されている文書群のなかには、各「民族ドイツ人」ごとに「農家割りリスト」と題する数十頁にわたる一覧表が治められており、これをマイクロフィルムでみることができる<sup>54)</sup>。これは入植の実施にあたって「入国者本部」の入植スタッフが作成したものと思われ、そこには各集落の各農家ごとに入植する「民族ドイツ人」移住農民と、追放されるポーランド人農民の名前と家族員数が一つ一つ記されている。入植実態を知るには第一級の史料といえよう。しかし、この文書をすべて収集・分析することは現時点での私の力量では不可能であった。そこで、ここではサンプルとして、1941年6月に入植したベッサラビアのフリーデンスター村出身者でマチェフ村に入植した人々のリストの一部、および同時期にベッサラビアのクルム村出身者でコステン郡の各村に入植した人々のリストを取り上げることに限定したい<sup>55)</sup>。なお、この文書はあくまで計画された入植日の行動プログラムのツールとして作成されたものであるから、ここには「土着ドイツ人」や「残留ポーランド人」、さらには他日に同じ村に入植したであろう移住農民たち、すなわち先発組のヴォリニアやガリツィアなどの「民族ドイツ人」、これらの人々の情報はこの文書には登場しない。その意味では、この文書をもって各集落の入植状況の全体が判明するわけではないことはあらかじめ断っておきたい。

さて、表3はフリーデンスター村出身者のリスト、表4のクルム村出身者のリストをもとに作成したものである。表3に関しては、集落内での農家の割り当てられ方をより具体的に知るために、原表の構成に近い形で入植農家ごとに整理してみた。これに対して表4では、データ数が非常に多いことを考慮し、各入植者のデータを個別に示すのではなく、入植集落ごとに集計してその平均値を一覧表にしてみたものである。以下、この二つの表から導き出されることを4点ほど指摘しておこう。

まず第一に、各集落の入植世帯数をみると、平均すればどちらも5世帯程度と同じであるが、その幅については表3では3～7世帯、表4では1～20世帯とかなりの違いがあることがわかる。入植者が少ない集落は、上記のように既に先発組の入植者グループがおり、彼らが事実上の追加的な入植者として位置づけられているためと考えられる。もちろん、もともとのポーランド農村の性格や規模の違いによる可能性も大いにあるが。

第二に、農地面積をみると、平均的には表3が25ha、表4が18haとなっており、自立経



営が可能な中農から大農下層の水準を実現しているといえる。しかし、それ以上に、フリーデンスタール村出身者とクルム村出身者の落差だけでなく、同じ入植集落の内においても、あるいはゲマインデ内の集落間に関しても、経営規模にかなりのばらつきがあることに気づくであろう。これは入植時に当たって出郷時の経営規模が尊重されたために他ならない。ただし、クルム村については出郷地の経営面積が記載されており、出郷時と入植時の経営規模の比較が可能であるが、それをみると、確かにおおむね出郷地の経営規模序列が再現されているものの、その格差は縮小していることがわかる。つまり下層農民は、10ha 前後にかさ上げされ、上層は一グーツ経営を別として一25ha 前後に抑制されており、明らかに平準化の方向で修正する力が作用している。この点はとくに旧大農層にとっては社会的没落として意識され、極端な場合は自殺の原因の一つともみなされている<sup>56)</sup>。なお割当面積の規模は入植者の家族員数には連動していない。これは後述するように農家の労働力が主としてポーランド人労働者に依存したことも一因である。またクルム村出身者の出郷地における農地保有をみると小作地（貸出）が相当の意義をもっているが（耕作地主化の傾向）、先に人種主義的なスクリーニングに関わって論じたように、入植時の土地割当てのさいには旧小作地（貸出）の保有面積は全く考慮されていない。

第三に、平均20ha 水準の経営を作り出そうとすれば、一入植者あたりには複数のポーランド人農家の土地を割当てざるをえない。これが特に顕著に出ているのが、表3のフリーデンスタール村出身者の場合である。彼らはもともと保証されるべき経営規模が比較的大きいうえに、逆に入植村落のポーランド人農民は零細経営が多かったと思われる。このため自立経営者ではない農業労働者や職人層の入植経営を含めた平均値でも、「民族ドイツ人」一世帯当たりにはポーランド人農家四世帯分が割りあてられる結果となった。しかもそのばらつきはかなり大きく、とくに上層ではなんと八世帯分もが「民族ドイツ人」一世帯に提供されている。表4のクルム村の場合は、中農的な集落に入植したためか、そこまで極端ではなく、カールハウゼン村やコステン村のように、ほぼ入植者一世帯にポーランド人農家一世帯を割りあてる集落が多数派であるが、それでも大集落のラドウンゲン村などでは複数経営が割りあてられている。

第四に、以上の結果、いうまでもなく入植者数に比べて格段に多いポーランド人農民家族が経営を奪われることになった。もともと一世帯あたりポーランド人農民の家族員数が非常に多いことがこれに拍車をかけている。表3のマチェフ村のフリーデンスタール出身者の入植例でみると、平均して4人家族の入植のためにポーランド人16人が土地を奪われ、甚だしい場合、「民族ドイツ人」一世帯のために40人もが犠牲になっている。表4のクルム村出身者の入植村落の場合はそれほどでもないが、それでも追放者の数は平均して入植者の約2倍である。複数経営が割りあてられる場合、そのまますべてのポーランド人家族員が村を追放されることとなったのか、それとも彼らの一部は村に残り、「民族ドイツ人」移住農民の奉公人や「農業労働者」になったのかは、現在のところ確認しえていない。しかし、いずれ

にしても、ナチスの人種主義的な戦時農民入植政策のもつ凄まじさをここに認めることはきわめて容易であろう。

### (3) 「民族ドイツ人」移住農民の経営と村落—入植後の実態—

「民族ドイツ人」の入植事業は、単に家と農地の割当てだけで終わるわけではない。併合地農村地域のゲルマン化の観点からみれば、入植後の農業経営の確立と村落社会の「民族共同体」構築こそが重要課題である。入植者の支援と管理の体制は、郡レベルでは、第一に管区官僚組織である郡「農民入植課」、第二に全国食糧職能団の郡農民団・郡農民指導者、およびここに属する「入植支援者」「入植相談員」たち、そして第三に親衛隊の入植スタッフ、これら三系列の組織を軸として、これを治安面から補助する警察組織によって構成された。そして郡長がこれらの機関の統轄・調整を行うのである。郡「農民入植課」は農業属具、種子、肥料などの農業経営資本の提供、および建物の建設を、郡農民団の入植相談員は農業経営に関わる技術的・経営的な指導を、そして親衛隊の入植スタッフは追加的な土地提供や再割当ての業務を担当した<sup>57)</sup>。このうち郡農民団の入植相談員は、いわゆる「農業相談員制度」や、東方に派遣された農業指導者と何らかの関わりがあると思われるが、この点も残念ながら現時点では不詳である<sup>58)</sup>。

他方、入植者の生活領域の支援に動員されたのがナチの女性組織であった。具体的にはナチ婦人団、ナチ福祉団、ドイツ婦人会、ドイツ青年女子団（ヒトラーユエデントの青年女子組織）などがこれにあたる。このうちボランティアではなく新たな専門職として入植農婦支援に従事したのが、ナチ婦人団に属する「入植支援者 *Ansiedlerbetreuerin*」といわれる女性スタッフたちであった。彼女たちは主として「農村奉仕活動」の経験をもつドイツ女子青年団の女性指導者たちから選抜されたのだという<sup>59)</sup>。5～10名の割合で各郡に配置され、さらに各支援者の担当エリアが個々に指定された。彼女たちは自らのエリアにおいて、入植時の現場に立ち会うことはもとより、その後も定期的に入植村落に通った。衣類・寝具・家具類の調達から、買い物の付き添い、乳幼児の育児指導、通院扶助、料理やドイツ語の講習会の開催、「村の午後 *Zellenachmittag/Heimnachmittag*」などと称される村民集会の企画と動員、さらには村で生じた出来事や問題と認識される事柄の上部機関への通告から農家婦人の精神不安への対処まで、移住農民の生活全般にわたる支援活動を行ったのである。ちなみに村に入らない日は、郡農民団での入植相談員との会合、親衛隊入植スタッフとの会議、ナチ婦人団の会合や各種の集会などに参加している。

彼女たちは定期的に「ドイツ民族強化帝国全権<sup>ライヒ</sup>」宛に活動報告を書いた。このうち、1941年初頭～1943年6月中旬までの間に作成された報告書が、担当スタッフによって抜粋、転写され、問題ごとに分類・整理された。それが現在ではベルリン連邦文書館に冊子として所蔵されている<sup>60)</sup>。報告はリピン郡を中心に兩大管区の各郡から寄せられているが、報告数からみて、残されているのは全報告文書のうちの一部に過ぎないと思われる。また農婦の視

点に立った報告であるから農業技術や農村政治のありように関する記述は相対的に乏しいけれども、しかし逆に彼女らの日常生活の実態や精神的な状況までがリアルに書き込まれている。以下ではこの文書ファイルを史料として、入植後の移住農民の実態をみてみたい。ただし、すべての点を取り上げると論点が拡散してしまうので、ここでは①住宅・経営問題、②村の民族問題、③ポーランド人労働者問題に論点を限定することにしたい。

### ①住宅問題・農業経営問題

移住農民にとって、最初の問題は割当てられた住居・畜舎・土地が、故郷に比べ「劣悪」であることであった。一番重要なのは住居である。家の作り、建付の悪さ、家具や暖房設備の不備などが基本であるが、それだけにとどまらない。井戸がない場合は池から水を汲んでこなければならないことなど、生活インフラの未熟さも問題となった。しかし、興味深いのは単に物理的な状況を嘆くのではなく、むしろ他の入植者に比べて劣悪な住宅をあてられた、あるいは「故郷の村では最上の農家だったのに、ここでは最悪の家があてられた」など、割当ての仕方が不当であるという訴えが頻繁に見られることである。この点は農地に関しても同じであろう。親衛隊が入植時に手渡した文書には「ここはこれまでポーランド人がいたところですから、全員が満足するだけの建物などはないのです」と書かれており<sup>61)</sup>、入植者に我慢するよう求めているが、しかしそれだけでは不満はとて抑えきれなかったのか、かなりの頻度で再入植・再転居の措置がとられているのである。例えばダンツィヒ・西プロイセンのリピン郡では、1941年4月にD村に入植した4家族が、最初の土地・住居・畜舎が劣悪であるとして割当てが変更されたといい、また同年10月にR村に入植したある家族も、二週間、当初の農家に滞在したものの「全く気に入らなかった」ため転居している<sup>62)</sup>。

住宅問題の主たる対処策は、割当ての変更であるよりは建物の改修支援であった。郡は住宅・畜舎の改修のために建設部隊を設置し、必要な改修作業を恒常的に行っているのである。ただし、その進捗度合いが遅いと苦情が出てはいるが。また、各村落には、農民のほかにも農村職人の入植がみられる場合があるが、彼らの仕事の一つが大工仕事であった。例えば、11家族が入植したラピング村では、台所と窓に問題があり、3家族が自らの負担でこれを修繕しようとしたが、村に職人がいなくて困っているとの記述がみられる<sup>63)</sup>。

これに対し農業経営に関する記述は、後述の労働力問題を別とすれば、相対的に少ない。入植時の農業経営の確立には、一般に牽引力としての馬や用畜としての乳牛など大型家畜の調達が重要な問題となるが、その点に関する記述がほとんどみられないのである。農作物の作付けについては、とくにベッサラビア・ドイツ人などルーマニア系の移住農民の場合、トウモロコシ、ブドウ、向日葵などといった南欧農業の作物に代わって、ジャガイモや甜菜などのドイツ的な作物を栽培することになるから、技術的な問題が発生すると思われるが、この点の記述も少ない。これは、まずはナチ婦人団の入植支援者たちがいれば農婦の生活領域の支援に従事しており、農民団入植相談員などの男の領域から排除されていたためである

う。しかし、戦後の体験談では、「慣れない土地に、いつもと違う穀物、そして見たことのない野菜を作付け」、新たに「肥料の扱い方を学ばなければならなかった」と回想される一方で、「誠実さと神の恵みで、まもなく豊作となった。…協同組合が設立され、化学肥料がより高い収量をもたらした」、と入植後の農業状況は全体として肯定的に語られる傾向がみられる<sup>64)</sup>。1942年は全国的に豊作であり、その印象が非常に強いこと<sup>65)</sup>、および実際にはポーランド人労働者に大きく依存した経営であったことを留意したうえであるが、「民族ドイツ人」移住農民の農業経営は、少なくとも戦況が悪化するスターリングラード戦敗北以前までは全体として良好に推移したと考えておきたい。

## ②村落内の民族間対立

「民族ドイツ人」移住農民の入植政策においては複数民族グループの混住が基本とされた。このため入植後の各村内におけるエスニック構成は様々であるが、一般には「土着ドイツ人」、複数グループの「民族ドイツ人」移住農民、そして村に残留するポーランド人たちから構成されていたとしてよい。村落内部の支配の境界線が「ドイツ人」とポーランド人の間に引かれたことは当然であるが、他方、村の支配民族である「ドイツ人」内の対立も深刻であった。入植支援者の報告においても、村落内の民族グループ間の対立が、農業経営問題などよりもはるかに高い頻度で言及されているのはその反映である。

村の「ドイツ人」内の対立は、異なる出自をもつ移住農民のグループ間においても深かったが—シュヴァーベン方言を話し、中農的ハビトゥスが顕著で、福音主義への帰依が強いベッサラビア・ドイツ人と、ドイツ語が不自由で、小農的なヴォルニア・ドイツ人の対立が典型である<sup>66)</sup>—、もっとも深刻であったのは、「土着ドイツ人」と移住農民との対立である。例えば、入植支援者は、村のゲルマン化を任務とするためであろう、移住農民だけではなく「土着ドイツ人」農家の訪問もするが、「土着ドイツ人」は支援者の来訪を明らかに望んでいない。ある村では、入植支援者が主催する「村の午後」の催しに「土着ドイツ人」でありながら参加するのは「党ブロック婦人」および「村農婦 *Ortsbäuerin*」の役職にある農婦だけで、それ以外はだれも参加しない。入植者に仲良くするよう何度も働きかけたものの、「土着ドイツ人」が彼らを侵入者とみなしている以上、それは難しいと報告されている<sup>67)</sup>。ここでは入植支援者は入植者の利害を代表する存在である。

移住農民からすれば、とくに「土着ドイツ人」が、村長や農民指導者など村の役職についている場合に、両者の問題が深刻だと意識されている。先述したように、「土着ドイツ人」は親衛隊のポーランド人追放に協力するなど、この併合地域のナチ支配の基盤であることは間違いなく、このために彼らが村の役職についている。ある「土着ドイツ人」の「村農民指導者」は移住農民の婦人たちに荒っぽく接するといわれているし<sup>68)</sup>、オーバーハウゼン村のベッサラビア・ドイツ人たちは、「土着ドイツ人」の村長が「移住者たちを侵入者とみなし」ており、「仕事のこと考えずに連畜を出すよう求めたうえ、これを自分の個人的な目的に



利用した」などと、何度も非難したという<sup>69)</sup>。

「土着ドイツ人」たちが、同じくナチス支持の「民族ドイツ人」でありながら入植者たちに妬みの感情をもつのは、彼らに比べ自分たちがひどく冷遇されていると意識するからに他ならない。そしてその背景には貧困問題が横たわっていた。「土着ドイツ人」が貧困であるという報告が頻繁にみられ、「ポーランド人」よりもひどい場合すらがあると書かれているのである。彼らは、民族アイデンティティーは別として、階層的にみればポーランド人の貧農とほぼ同質的な存在なのである。

「土着ドイツ人」の冷遇意識は、入植者家族に与えられる家具や台所用品から彼らの家屋建設・改修まで多方面に向けられるが、中心となるのは土地問題である。ある報告によれば「土着ドイツ人」の経営は「すべて4-6haと小規模である。彼らはみな、まったく土地を得ることができないのだから非常に軽視されていると感じている。農業機械も彼らは買うことができない。農機具はみんな移住者たちだけのものだと言っている<sup>70)</sup>。」さらに、「土着ドイツ人」たちからは、「移住者たちが来なければすべての土地を我々が得ることが出来たのに」との声が聞かれるという<sup>71)</sup>。利害対立の深刻さを示すのに、これ以上に象徴的な表現はない。

先に述べたように入植者たちは、故郷で貧農であった者に対しても10ha程度を与えられたから、土地配分に対する「土着ドイツ人」の不満は相当強いとみてよい。このため接収したポーランド人農民の土地を入植者のみならず「土着ドイツ人」にも追加的に付与すべきだという主張が入植支援者の報告においてもみられ<sup>72)</sup>、また実際に「土着ドイツ人」が追加的に土地を取得したことで両者の対立が緩和されたという報告も見られる<sup>73)</sup>。こうした不満を背景にしてであろう、1941年1月、全部で83万人のポーランド人・ユダヤ人の移送を目的とする「第3期短期計画」の会合がハイドリヒにより開催されたが、移送の理由の一つとして両大管区の「土着ドイツ人」の改善があげられている。もっとも、この計画には総督府総督フランクが、これ以上のポーランド人の受け入れは総督府政府には耐えられない負担であるとして反対。結局、移送力の限界、総督府の食糧事情の悪化、ポーランド人の抵抗の増大のため、民族政策よりも戦時経済を優先する観点から、「第3期短期計画」は開始二ヶ月で停止されるに至ったといわれる<sup>74)</sup>。

「土着ドイツ人」と移住農民の対立は、経済利害にとどまるのではなく、民族アイデンティティーにも及んでいた。それを象徴するのが言語であった。当然であるが、「土着ドイツ人」の日常言語はポーランド語だからである。ある報告では「ディーメ村の「土着ドイツ人」は、ほとんど、あるいはまったくドイツ語が話せないし、ひどく劣悪な状況で暮らしている。多くの家庭は不潔でだらしない」と述べられている<sup>75)</sup>。ここではドイツ語を話せないことが、貧困で不潔であることと重ねられている。

こうした視線は、ナチ入植支援者たちだけでなく、移住農民たち、とりわけシュヴァーベン方言（これとて標準ドイツ語からすれば異質な言語にすぎないが<sup>76)</sup>）を母語とするベッサラビア・ドイツ人たちも共有するものでもあった。「土着ドイツ人」は、「ブコビナ人から



もベッサラビア人からもドイツ人というよりはポーランド人としてみなされる。その理由は言葉にある。入植者たちは母語としてドイツ語を話すのに対して、「土着ドイツ人」たちはドイツ語よりはポーランド語の方をうまく話すことができるからだ」という<sup>77)</sup>。さらに、別の報告書は次のように伝えている。「土着ドイツ人」はブコビナ人のことをジブシーと呼び、逆にブコビナ人は「土着ドイツ人」をポーランド人と呼ぶ。じっさい「土着ドイツ人」たちの間でもポーランド語が頻繁に使われていることは認めなければならない。私がそれを指摘すると“Prosche”という言葉が返ってくる<sup>78)</sup>。ここで放たれる“Prosche”という言葉の意味は不明だが、それが「プロイセン」の意味であるならば、それは「帝国ドイツ人」である入植支援者に対する敵対意識の表現とみなされよう。親衛隊によるポーランド人の追放に積極的に関与し、ナチ支持者として村の要職を抑える「土着ドイツ人」であるが、ナチス・ドイツに対する一体化という点では、ナイーブな同一化が比較的可能な移住農民たちと比べても<sup>79)</sup>、その心中はかなり複雑なのである。先にのべた「冷遇感」も、具体的な便益上の不利益によるのみならず、じつはそこにこうした屈折した民族意識のありようが伏在していたのではなかろうか<sup>80)</sup>。

こうして、「民族ドイツ人」移住農民と「土着ドイツ人」のあいだの緊張が高まることになった。多くの村では「移住者たちが「土着ドイツ人」を「半ポーランド人」としてみる偏見」が危険なレベルまで達しているとも報告されている<sup>81)</sup>。ヴィラモフ村ではベッサラビア人と「土着ドイツ人」の子供たちが喧嘩をしたさい、「土着ドイツ人」の子供たちはベッサラビア人の子供を「人のパンまで食べてしまう」となじったうえで、さらに「東部戦線が悪化すれば、俺たちは、お前たちもどぶの中に落としてやる。そうすればお前たちも終わりさ」と言い放ったという。報告者は「子供の喧嘩とはいえ、子供の親たちが家ではそんな会話をしていることが推測される」と懸念を表明している<sup>82)</sup>。ベッサラビア・ドイツ人と「土着ドイツ人」の対立こそは、もっとも深刻なパターンであった。

このようにポーランド農村の「ドイツ人」たちの現実、ナチの「民族共同体」理念とはほど遠いものであった。それは同時に彼らの「ドイツ人」アイデンティティーが未確立であることを意味する。彼らの行動の端々に「ドイツ人」であることに対する深いコンプレックスがみられるのがその証左である。例えば、ガリツィア・ドイツ人は、ヴォリニア・ドイツ人と同じくドイツ語が不自由で、ドイツ語の読み書きを学ぼうとしないが、それは、彼らが「自分たちが他人から笑われている」と常に思っているからであるという<sup>83)</sup>。他方で、入植支援者が村を訪問したさいには、入植者の家族は、「国内ではどんな食事をしているのか、どんな風に料理をしているのか、果物はどうやって保存するのか、野菜はどのように調理するのか」、さらには「国内」農業の状況や、作物、耕作、畜産のことを尋ねたというが<sup>84)</sup>、これは彼らが「国内」に対して強い関心を抱いていたことを示す。

もちろんヴォリニアやガリツィアのドイツ人だけでなく、ドイツ語が自由なはずのルーマニア系の「民族ドイツ人」であろうとも、「帝国ドイツ人」の前では冷厳な差別に晒され

た。一つだけ例をあげておこう。1942年9月モシュイン村での出来事である。「あるプロピナ人の農婦が野良仕事から戻り、お昼時に軍事郵便小包二個を荷造りし、まっすぐ郵便局へ向かった。K婦人は野良着の上にエプロンをはおっていた。彼女は郵便局では知られた人物であったし、着替える時間もなかったからである。彼女が小包を差し出そうとすると、窓口ホールにいたナチ党員の帝国ドイツ人が彼女の前に出てきて『あなたはポーランド人だから隅に引っ込んでなさい』と指摘した。彼女が『自分はドイツ人だ。軍事郵便小包を息子のために送り出す』と言うと、そのとたん、このナチ党員は彼女の顔を殴ったのである。それは窓口業務担当の局長が驚愕するほどだった。この事件は警察と党に伝えられた。移住者たちは、自分たちがポーランド人やジプシーのように扱われていると見ている。」この事件のためにモシュイン村では「民族グループ間の共同を進めるわれわれの活動が再び後退した」と、入植支援者の報告は苦々しく述べている<sup>85)</sup>。

### ③ポーランド人奉公人問題と「民族ドイツ人」農婦の不安

「民族ドイツ人」移住農民たちは、他に比べてナチスへの同化が強く、このためだろうか、入植後まもなくして世帯主の男たちの多くが徴兵された。ベッサラビア・ドイツ人は他のグループに比べて戦死者が多く、妻たちは、これは夫たちが移住直後に召集され、わずかな訓練期間後に前線に送られたに違いないからだ、と主張していたという<sup>86)</sup>。さらにスターリングラード戦の敗北直後の1943年春には、いつにも増して多くの者が徴兵されたが、これに対してはとくにヴォロニア・ドイツ人婦人たちの落胆が大きかった。というのも「彼女たちは、夫はいったん徴兵されれば戻ることはないだろうと考えてい」たからだ、とも報告されている<sup>87)</sup>。

しかし妻たちの苦しみは、夫の戦死に対する不安や「单身となった孤独」への不適応にとどまらない。なにより、いまや夫に代わって農場経営を引き受けなければならない責任と精神的負担が彼女たちに重くのしかかった。その中心にあったのがポーランド人労働者、わけでも奉公人の問題である。先述したように、入植支援者の報告に農業経営に関する記述は少ないが、しかしポーランド人奉公人に関する報告だけは頻繁に登場するのである。

「民族ドイツ人」の入植村落における農業労働力構成や労働力管理の実態は、現時点では不詳である。しかし、全ドイツ的にも戦時農業が外国人労働力に大きく依存するなか、併合地の移住農民の経営が、男女のポーランド人奉公人、および戦争捕虜や外国人強制労働者なしに成立しえなかったのは自明であろう。移住農民たちは彼らを職安を通じて調達した<sup>88)</sup>。とくに基幹的労働力である夫の出征は、男子のポーランド人奉公人の雇用を必要不可欠なものとした。妻たちは自ら重労働を担うだけでなく<sup>89)</sup>、日常的に新たに「女主人」として、すなわち政治的意味では、クネヒト（男子奉公人）やマーケット（女子奉公人）に対する「支配人種」としてふるまわなければならなかった<sup>90)</sup>。収穫期に母は、「クネヒトと収穫手伝いととも野良にでかけ、家事はロシア人のHが仕切った」のである<sup>91)</sup>。

しかし、農業労働力問題は、ポーランド人にとっても銃後農村における戦いの最前線である。1941年10月、リピン郡では「ドルギ村の20ha 経営の大規模農家で数日前にクネヒトが逃亡したが、そのさいいろいろな物を持ち去った」。秋の播種と根菜類収穫の農繁期だったから、農民は直ちに職安に通告し、同時に新しいクネヒトを申請したが、すぐには新たな労働者を得られなかったという<sup>92)</sup>。もちろん逃散したクネヒトは見つからない。また、同じ村の出産予定のある別の経営について、「家事手伝い一人を入れる予定だが、さらに私はこの家族のために職安に赴いて、彼女にはクネヒト一人がどうしても必要である、として一人を獲得した。しかしこのクネヒトは逃散してしまった。というのもこの入植者は20ha 経営だが幼い子供を3人もかかえており、仕事を助けることが出来なかったからである。この経営には最低でも労働者が1～2人は必要だから、3日後に新たに一人を獲得した」、と報告されている<sup>93)</sup>。この例は、農場の労働がいかに全面的にポーランド人奉公人に依存しているかを語るものでもあろう。さらに、ポーランド人奉公人の「盗み」について、「あるベッサラビア人のところではクネヒトがいつも鶏の卵を盗む。この移住者は隣のヴォリニア人と一緒になって、このポーランド人を再度盗みをする現場で捕まえて殴打した」<sup>94)</sup>、との記述が見いだされる。

スターリングラード戦が決着した1943年以後、ポーランド人の抵抗が強くなるにつれて、農婦たちの不安もいっそう深刻化していく。1943年3月2日付けの入植支援者Fの報告では、コシュミン村のあるヴォリニア・ドイツ人の農家では、当初はよく働いてくれたポーランド人マーケットが、その後は指示したこと以上の仕事はしなくなった。ある日、この農婦と口論となったさい、このマーケットは、すべてのポーランド人が自分と同じ考えをもったら、ドイツ人は皆殺しにされなくてはならない、と啖呵を切った。農婦はこのマーケットを「清算」し、入植支援者Fはすぐにこの件を党村代表者に通知、村の党代表が警官と連れだって全村を巡回して「秩序」を回復したという<sup>95)</sup>。

この場合の「秩序」の回復が具体的に何だったかは不明である。しかし同日付の別の報告でも、クローヴィス村では、婦人たちのポーランド人に対する不安が強くなっている、それはポーランド人たちがますます狭くなっており、また村を出て総督府に暮らしているはずのかつてのポーランド人所有者たちが、境界を越えて村のポーランド人のところに滞在しているからだ、と述べられている<sup>96)</sup>。当時、村の移住農民たちは入植支援者たちにラジオの提供を強く求めたというが<sup>97)</sup>、それは彼らが政治的な状況に関する明瞭な情報を欲したからである。異郷の前線に「支配民族」として暮らす「民族ドイツ人」の移住農民たちは、国内の「帝国ドイツ人」農村の現実からは想像できないほどの大きな不安に取り憑かれていたのである<sup>98)</sup>。

## 5. 戦後東ドイツ土地改革と「民族ドイツ人」

大戦末期から戦後にかけて、第三帝国の崩壊に伴い大量のドイツ人が「避難民」・「被追放民」として難民化し、東西ドイツに流入した。その数は、1944年8月から1949年1月の期間においても1100万人を越えた。ポーランド農村の「民族ドイツ人」たちもまた、その渦の中に飲み込まれる。これまで論じてきたバルト諸国、ヴォリニア、ナレフ、ガリチア、ベッサラビア、ブコビナ、ドブロジーアの「民族ドイツ人」の農民たちも再難民化の運命を甘受したのである。では戦後彼らはどこへ向かったのか。残念ながらその全貌はなお不詳であるが、このうちベッサラビア・ドイツ人については、シュミットの研究などからその動向が判明する。それによれば、アメリカ占領区に26,366人、イギリス占領区に23,989人、フランス占領区に450人、ソ連占領区に13,360人が定住した。アメリカ占領区に入ったのは、そのほとんどがヴェルテンベルク州、つまりはかつての帝政ロシア移民の出身地であるシュヴァーベン地方に定住した人々である<sup>99)</sup>。

これに対してソ連占領区に定住したベッサラビア・ドイツ人は、東ドイツの土地改革により新農民となることで、再度の農業入植を目指した人々だった。バウワーケンパーによれば1945年7月19日のソ連占領軍司令官命令により、ヴァルテラントの中央をほぼ東西に流れるヴァルテ河を境として、ほぼその南部諸郡のドイツ人難民はブランデンブルク州へ、北部諸郡のドイツ人難民はメクレンブルク・フォアポンメルン州へ配置されたという<sup>100)</sup>。前掲表1でみたように、「民族ドイツ人」のポーランド農業入植者はヴァルテラント約16万人、ダンツィヒ・西プロイセンに約4万人であり、前者に偏在しているが、ベッサラビア・ドイツ人農民たちの戦時の入植先はヴァルテラントに3万8千人、ダンツィヒ・西プロイセンに3万6千人と、ヴァルテ河を境界にすれば圧倒的に北部諸郡に入植していた。したがって戦後東ドイツで新農民となった人々の多くは、メクレンブルク地方に定住することになった可能性が高い。じっさいシュミットは、シュヴァーベン出自のベッサラビア・ドイツ人の新農民が戦後集団定住した地域として、マルヒーン郡やテテロー郡などのメクレンブルク南部地域の数か村をあげている。さらにメクレンブルク以外ではブランデンブルクのシェーンホルツ村、ザクセン＝アンハルト州のブリーツケ村とバルンブルク市地域が集団定住地域としてあげられている<sup>101)</sup>。これに対して「民族ドイツ人」移住農民のもう一つの大きなグループであるヴォリニア・ドイツ人と土地改革の関わりについては、断片的な記述はあるものの、現時点では全体像は不明である<sup>102)</sup>。

かつて拙著で論じたように、戦後東ドイツの土地改革で生み出された新農民経営のうち、最終的には約4割が東方難民出自の新農民の人々の手に委ねられた。その比率は土地改革の中心地であったメクレンブルク・フォアポンメルン州とブランデンブルク州では約5割であり、もっとも極端な場合、ヴィスマール郡のように68%という高水準に達する地域すら存在した。そのさい注目すべきは、第一に、新農民となって定着していくのは、土着のゲーツ

労働者たちではなく、かつて故郷の農村において自立農民であった人々、とくに中農・大農クラスに属する人々であったことである。農民的ハビトゥスを体現した彼らは、単に土地改革後の優良農民となるだけではなく、そこからは新農民村落の村政を主導していく人々が生まれていく。第二に、しかし新農民における難民の比率は、土地改革実施直後の1945年は相対的に低く、むしろ土地改革実施後の1940年代後半を通じて年を追うごとに高まっていくことである。これは彼らが土地改革により直接的に新農民になったのではなく、その後の新農民経営の困難が深刻化するなか、これらを引き受ける形で新農民となっていくことを物語る<sup>103)</sup>。

もちろん「民族ドイツ人」移住農民たちで新農民となったものは、数の上ではこうした難民新農民全体の一部にすぎない。しかし彼らは、ポーランドの戦時入植経験や、強固な親族的な結合を生かしながら、他の東方難民にもまして新農民としての定住化を進め、東ドイツの土地改革に適応していったと思われる。その点では彼らは、東ドイツ土地改革が帯びた入植政策としての側面を象徴的に体現する存在でもある。ベッサラビア・ドイツ人同郷者団体発行の『年報』には、ドイツ統一後、戦後東ドイツ農村の体験に関する記事がいくつか掲載されるようになる。以下、これを素材に、ベッサラビア・ドイツ人農民の適応のありようについて簡単に見てみることにしたい。

まず最初に、K・ニチュケが親世代の体験として語るところに耳を傾けよう<sup>104)</sup>。それによれば、彼の母方の家族は、入植地からの逃避行の後、メクレンブルク南部のヴァーレン郡に到着したという。当地が西プロイセンのヴィアジツ郡（現在のヴィジスク郡）からの難民の受入れ地域とされたためであるが、しかしここがすでに「満杯」であったために、一行はマルヒーン郡ダルゲン市クライン・メトリング集落に移され、この村のある農家に居候することになったという。これは典型的な農村難民の例である。旧農民集落であるから、この時点ではこの家族は新農民経営を取得していない。他方で、旧グーツ村落であった同郡ラングヴィツ村では、土地改革により農場が分割され、ここにベッサラビア・ドイツ人が入植、ニチュケの母親の二人の叔父が家族とともにこの村に暮らし、新農民経営を取得した。そこで母親の家族も、この村に転居したのだという。母だけではなく、ベッサラビアの旧テピッツ村出身の人々は親族や地縁関係を頼りにこの村に集まり、ニチュケの父の家族も、同郡のランゼン村からこの村に転居。こうして村の人口のなんと7割をベッサラビア・ドイツ人が占めるようになったという。さらにシュヴァインケンドルフ、クリスティンホーフ、リーベン、クレマーなどの周辺の村々にもベッサラビア・ドイツ人家族が入植した。体験記事では明言されていないが、時間的にみて、後発組の人々が返還された新農民経営を取得する形で、この地域に徐々に集まってきたことは疑いない。新農民経営の貸与にさいし、村の土地改革委員会において有力なベッサラビア・ドイツ人農民の志向が反映されたことも容易に想像できよう。

もうひとつは、上記のザクセン＝アンハルト州のブリーツケ村の事例である。H・ヴェル



ナーによれば<sup>105)</sup>、この村はもともと400ha規模の農場であった。1920年代にグーツ館の大規模な改修を行い、1945年まで立派な農業経営を営んでいたが戦後にソ連軍が進駐したとあるから、この地方の土地改革の格好の対象となったであろう。特筆すべきはこの村は前掲表4で取り上げたクルム村出身者を主体とする村であるということである。他にもベッサラビア他村の出身者や、ガリツィア、シュレージエンなどの出身者がいたというから、まさに「民族ドイツ人」移住農民たちからなる村である。グーツ館は最初は難民で溢れたが、1999年現在では旧城を偲ばせるものはその痕跡だけであること、また1948年から1950年にかけて、村の北西・北・東方向の隣三村に通じる道沿いに一連の新農民家屋群が建てられたというから、グーツ館を解体して新農民家屋を建設することを目的とした「命令209号」政策がかなり大規模になされた村であると推定できる。注目すべきは、この村の旧グーツ労働者は15家族だったのに、1999年現在では村に暮らすのはたった一人だけであり、他の旧住民はちりぢりになってしまったこと、しかも1954/55年時点で「この村を回った人であれば、すぐにベッサラビア所有者たちであることが認識できた」、というのも石のゴールポスト、ブドウの木、乾燥用のトウモロコシのかごなど、「小さな目立たない印」がほとんどの家に掲げられていたからだ、と述べられていることである。土地改革時の経過は不詳だが、結果的には土地改革後の旧グーツ労働者の新農民の急速な流出、そして一般には少数事例であったグーツ館を解体しての本格的な新農民家屋群の建設、これらによってかつてのクルム村出身者たちは、この村に故郷の農民的な地縁結合を再現し、戦後東ドイツ農村に適応していったのである。

旧農民集落における「民族ドイツ人」たちの難民体験は精神的に苦しいものであった。女たちは農婦から日雇いになり、かつて自ら指示したポーランド人のように、今度は自分がマクトや労働者として農作業に従事しなくてはならない。シュヴァーベン語を話す「民族ドイツ人」は、おそらくオストプロイセンやポンメルンなどの大多数の東方ドイツ人難民に比べても「他所者 Fremde」であったに違いない。難民の女たちは自分たちが「女乞食」のように感じたという<sup>106)</sup>。こうしたことを背景に、旧農民集落ではなく土地改革後の新農民集落に、「民族ドイツ人」たちは集住するようになった。一般にも、「1950年代の晩秋の時期でも自らの経営を入手するチャンスは存在し<sup>107)</sup>」、彼らは「非土地所有者ほどにはソ連占領区を離れて西に向かうことはなかった」<sup>108)</sup>といわれている。

「民族ドイツ人」出自の新農民たちは、開戦時の出郷、移住民収容所、ポーランドの農業入植、戦後難民化などの特異で過酷な戦時経験、さらにそこにおいてむしろ強化されたであろう強固な地縁的・親族的結合、そして故郷への帰還が戦後当初より絶望であること、これらの点で他の難民とは異なる特徴を備えていた。さらに相対的に強い宗教的帰依の態度や、東ドイツ農村の「帝国ドイツ人」からすれば「外国語」でしかない日常言語も、彼らの異化の度合いを強めたであろう。しかし、東ドイツ農村において、「民族ドイツ人」の新農民が、一般の難民新農民と異なる社会的カテゴリーを形成したとは思われない。繰り返しになるが、む

しろ、彼らは他に比べてもその「異化」の度合いが強かった分だけ、逆説的ながら土地改革に適応し、これを支えるタイプの難民新農民の特徴をより顕著に帯びることになったと考えられるのである<sup>109)</sup>。

## 6. おわりに

「民族ドイツ人」移住農民の社会史から、戦時ナチの併合地ポーランドの農民入植政策の実態を全体として明らかにすること。あわせて、その視点から戦後東ドイツ土地改革への連続性を読み取ること。それが本稿の目的であった。以下、やや羅列的になるが、本稿の内容を6点についてまとめておこう。

第一に、ドイツ農民入植政策史の観点からは、入植農民が「帝国ドイツ人」ではなく、「民族ドイツ人」であった点が、まずは基本的な特徴として理解されるべきである。西南ドイツの一部の州において、戦時の農業構造改革と連動する形で「帝国ドイツ人」農民の東部入植が構想されたものの、ポーランドの併合地・占領地に入植した者は稀であった<sup>110)</sup>。そして、これとは別に、すでに1930年代後半には「民族ドイツ人」が新たな入植者として浮上していたが、皮肉にもそれを可能にしたものはナチの人種主義イデオロギーであった。ただし「民族ドイツ人」入植政策が現実性を帯びるのは、第二次大戦開戦以後、ヒムラー主導のもとに、併合地ゲルマン化政策の一環として強制移住政策が実施されることになってからのことである。

第二に、ナチ農民入植政策の大きな特徴として、入植者に対するスクリーニング（選別）が親衛隊「入国者本部」スタッフによって行われたことがあげられる。興味深いことに、ここでは優生学的観点から近親婚（内婚）に対する強い忌避感が示される一方で、民族的出自に関する「選別」は、むしろ予想外に緩やかであった。ただし、ナチ党ガウ指導者の批判文書にみたように、こうした親衛隊の人種主義理解は、一般のナチス支持者の「望ましい入植者」像とは異なっていた。そうしたズレもあってのことと思われるが、「民族ドイツ人」移住農民たちは、結果的には、そのほとんどが当初の希望通り「O区分」となったのである。ただし一部の人々は、好条件の家や土地を得るにいたらず、長い移住者収容所生活ののちに、ザモシチなどの「前線」地域に入植していく。

第三に、「民族ドイツ人」の入村は、ポーランド人の村落追放と一体的に、かつきわめて迅速に遂行された。そのさい、親衛隊はもとより、現地のナチ党組織（ナチ婦人団を含む）や、郡行政職員、村の役職者—「土着ドイツ人」が担っている—が総動員されている。こうした組織的で徹底的ともいえる暴力的排除こそは、ナチ農民入植政策の大きな特徴である。さらに、入植時には住居・農地・畜舎・家畜が割り与えられるが、その割当て方は、出郷時の経営の原状回復を保証し、さらに中農以上の自立的経営を実現するため、複数のポーランド人

の経営を「民族ドイツ人」入植者一世帯に一括して割りあてるものであった。これは目に見える形での「ドイツ人」と「ポーランド人」の差異化を図ろうとするものでもあったろう。

第四に、そうした排除の徹底性とは対照的に、入植後の村落と経営の現実、ナチ「民族共同体」理念とは大きくかけ離れたものであった。出郷地の異なる各「民族ドイツ人」グループが互いに対立することも問題であったが、もっとも深刻だったのは入植農民と「土着ドイツ人」農民の深刻な対立であった。背景には、事実上、ポーランド人農民と同質ともいえる貧農の状況にあった「土着ドイツ人」の冷遇感があるが、一接収されたポーランド人の農地が彼らに対して増反分として与えられなかったことがナチ農政に対する彼らの不平等意識を生んだ。あわせて日常的な使用言語に象徴される言葉の問題が、両者の対立をより先鋭化させた。そのうえに「帝国ドイツ人」による差別視線が、「土着ドイツ人」を含む「民族ドイツ人」全体に注がれたのである。こうした幾重にも屈折した複数の「ドイツ人」が重層化する形で作られる村落社会こそが、戦時併合地農村の「ゲルマン化」の実相だったのである。

第五に、入植後の農業経営についてもっとも大きな問題となったのはポーランド人奉公人の問題であった。大家畜などの経営資本のありようについてはなお不詳だが、おそらくは追放ポーランド人農民の家畜やナチ政府からの融資などにより、少なくとも、戦後の東ドイツ土地改革時にみられたような牽引力や乳牛の不足は生じなかったと考えられる。入植者の農業技術支援の体制もそれなりに整えられている。ところが他方で「民族ドイツ人」の夫たちが、ナチへの同調が強かった分だけより早期に出征し、このため労働力不足が深刻化した。ポーランド人の男女奉公人の意義が増すことになったが、その彼らに直に向かい合うことになったのが残された農婦たちであった。このため彼女たちは強い身体的・精神的ストレスに晒されることになる。全体として、入植農民たちの農業経営は、1942年の豊作により一時的な安定をみたものの、1943年以降は、労働力不足、東部戦線の戦況悪化、バルチザン活動の活性化、さらにこれらを背景としたポーランド人の受動的抵抗の強まりにより、経営状況も困難さを深めたと思われる。ただし日本の満洲移民の場合にみられたような地主化の過程は生じていない。

最後に、第六点として、「民族ドイツ人」移住農民たちは、第三帝国崩壊とともに再難民化の運命をたどることとなった。（その渦の中にはもちろんポーランドの「土着ドイツ人」たちもいたはずである。）そして彼らの一部は、戦後東ドイツの土地改革により新農民となることで再入植する道を選んだ。しかし「民族ドイツ人」たちは、必ずしも当初より新農民になれたわけではない。むしろ難民のなかでもとりわけ異質な人々として、相当数の人々は旧農民村落において苦しい生活を余儀なくされたと思われる。しかし興味深いのは、むしろ1940年代後半から50年代初頭にかけ新農民の経営放棄問題が深刻化するなか、むしろこれを引き受ける形で新農民となるケースが多く見られることである。こうして地縁や親族の結合関係をテコに、彼らは再結集を果たしたのであり、戦後東ドイツ農政にたいして集団として適応していったと考えられるのである。ただしこれは「民族ドイツ人」のみならず、農民

出自の難民の新農民全体に、ある程度妥当することでもあるが。

以上が、「民族ドイツ人」の戦時入植政策に関する本稿の暫定的な結論である。しかし、この政策のもつ歴史的意義は、もちろんこれにとどまるものではない。冒頭で述べたように、まずもって本稿はドイツ史の視点からのものにすぎず、ポーランド農村史へのインパクトがほとんど論じられていない。ナチ戦時入植政策は、ポーランド人農民にとってみれば土地と家屋の剥奪で終わるものではまったくなかった。村に残留して「民族ドイツ人」移住農民の奉公人・労働者になった人々だけでなく、ある者は外国人強制労働者として戦時ドイツ農村に移送され、ある者は総督府に強制移住させられた。しかし彼らの経験の具体像はいまのところ不詳である。

農民たちの運命だけではない。ナチ戦時入植政策がポーランドの農業構造に大きなインパクトを与えたことは間違いないが、それは戦後のポーランド土地改革をどう規定したのだろうか。例えば、戦後新たにポーランド領となった旧ドイツ領には、ドイツ人追放後に中央ポーランド移民が新たな土地取得を目指して殺到したというのが、彼らがナチ戦時入植政策により土地と家を奪われ、「総督府＝中央ポーランド」に送られた人々である可能性はかなり高いのではないだろうか。また本稿で見たカシュバイ人、マズール人、オーバー・シュレージエン人のような民族的境界例に属する人々は一とくにドイツ国籍を取得した場合において、戦後ポーランドの土地改革において不利な扱いを受けるはずである<sup>111)</sup>。いずれにせよ戦後ポーランドの「社会主義」農業は、ホロコーストの思想に基づくナチ戦時入植政策の歴史的制約抜きにはまったく語り得ないのである。

この点は戦後ドイツ農業も同じである。東ドイツ土地改革との関わりは本稿で論じたが、西ドイツ農業については、戦後に大規模に実施された耕地整理事業が注目される。この政策は単に分散していた耕区を団地化しただけにとどまるのではなく、同時に村の住居エリアの改造を行い、農村景観を大きく変えることになった<sup>112)</sup>。実は、先に何度も触れたように、これは農村過剰人口の整理（「帝国ドイツ人」の東部入植）とセットで構想された戦時の構造政策と基本的に同型なのである。このように戦時ナチ農民入植政策の歴史的意義は、中東欧史全体を見渡す視界において戦後農業への連続性のありようを見通すことで、はじめて浮かび上がってくるのであろう。今後の課題としたい。

## 注

- 1) ヴァルテラントは第二帝政期のポーゼン州に相当する地域で、おおむね現在の現ヴィエルコ・ポルスカ県およびウッチ県に、またダンツィヒ・西プロイセンは第二帝政期の西プロイセン州に相当する地域で、おおむね現在のポモージェ県およびクイヤーヴィ・ポモージェ県に重なる。
- 2) 「総督府 *Generalgouvernement*」は、ワルシャワ、ルブリン、クラコフなどがある戦前期の中央ポーランド地方に相当する地域で、おおむね現在のポーランドのマゾフシェ県、ルブリン県、シフェントクシスカ県、マウォポルスカ県、下カルパチア県に対応する。併合地のヴァルテラントおよびダンツィヒ・

西プロイセンの两大管区とは異なり、ゲルマン化対象地区ではなく、ポーランド人居住区として位置づけられた地域である。

- 3) ヴォロニアと東部ガリツィアは、独ソ不可侵条約に基づき開戦によりソ連軍に占領された戦前期ポーランドの東部地域、いわゆるカーソン線以東にあたる地域であり、現在はウクライナ領になっている。これに対してベッサラビアは、同じく大戦初期にソ連に占領されたルーマニア東部であり、現在はモルドバ共和国とウクライナのオデッサ県となっている地域である。ベッサラビアのドイツ系住民は、主として現在のオデッサ県にあたる南部地域に居住していた。
- 4) 正確には、1937年以前にドイツおよびオーストリアの領土外に居住しており、かつ両国の国籍を持たない人々である。対概念は「帝国ドイツ人 Reichsdeutsche」である。
- 5) 1937年以前の時点のドイツの領域をさす。ワイマール期のドイツ領土に相当する。
- 6) 日本の研究としては、ナチスの占領政策に関して、永岑三千輝『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』（同文館）1994年、および同『独ソ戦とホロコースト』（日本経済評論社）2001年、がある。またナチス農業思想およびエコロジー思想に関する研究としては、藤原辰史『ナチス・ドイツの有機農業』（柏書房）2005年、同「犁と剣－ナチスの技術崇拜－」『経済史研究』第9号（2005年）、41-51頁、および近作として、小野清美「ナチズムと景観イデオロギー」『ドイツ研究』第45号（2011年）がある。いずれもマイヤーの東部総合計画に言及している。「民族ドイツ人」の研究としては、芝健介「第二次世界大戦における武装親衛隊と民族ドイツ人」『歴史学研究』883号、2011年9月号、13-27頁、を参照。
- 7) Dahmen, S., Die Entwicklung des "Generalplan Ost", Hausarbeit, Münster 2006, S.3.
- 8) Madajczyk, C., Die Okkupationspolitik Nazideutschlands in Polen 1939-1945, Berlin (o) 1987: Ders. (Hg.), Vom Generalplan Ost zum Generalsiedlungsplan (Einzelveröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin, Bd. 80), München u. a. 1994.
- 9) Mai, U., "Rasse und Raum". Agrarpolitik, Sozial- und Raumplanung im NS-Staat, Paderborn 2002.
- 10) Schmidt, U., Die Deutschen aus Bessarabien. Eine Minderheit aus Südosteuropa (1814 - bis heute), Köln 2006; Döring, S., Die Umsiedlung der Wolhyniendeutschen in den Jahren 1939 bis 1940, Frankfurt a. M. u.a. 2001.
- 11) Bundesarchiv Berlin-Lichterfelde (以下 B-Arch) 所蔵の下記文書である。  
R49 (Reichskommissar für die Festigung deutschen Volkstums), Nr.12, 25, 26, 27, 84, 85, 86, 117, 119, 120, 121, 122, 125.  
R59 (Volksdeutsche Mittelstelle), Nr. 302, 303, 323, 338.  
R69 (Einwandererzentralstelle Litzmannstadt), Nr. 64, 86, 123, 126, 127, 128, 129, 145, 154, 155, 164, 165, 166, 167, 172, 173, 174, 176, 177, 180, 187, 188, 189, 193, 203, 204, 226, 232, 246, 306, 323, 340, 341, 356, 198, 530, 562, 573, 580, 610, 708, 765, 900, 996, 1190, 1199, 1200, 1203, 1233, 1234, 1235.  
R186 (Sammlung Volkstum und Umsiedlung), Nr.1, 12, 15, 16, 31, 32, 34, 35, 36, 51, 53, 54.
- 12) Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender, hg. v. Bessarabiendeutschen Verein e. V, Stuttgart, 1999 (H.50), 2003 (H.54), 2005 (H.56), 2007 (H.58), 2008 (H.59), 2009 (H.60).
- 13) 本稿では、「民族ドイツ人」移住農民の名称について、おおむね出郷から入植前までについては「移住者 Umsiedler」という言葉を、ポーランド入植後、および農業入植者を意識する場合については「入植者 Siedler/Ansiedler」という言葉をあてることにするが、基本的にはこの三つの言葉はおおむね同義語として使用している。また戦後東ドイツでは、東方ドイツ人難民を、戦時中と同じく「移住者 Umsiedler」と呼んだが、ここでは両者を区別するため、「移住者」ではなく「難民 Flüchtlinge」とする。
- 14) Mai, a.a.O., S.45, 48f. 58f.
- 15) 「入植民選別局 Reichsstelle für Siedlerauswahl」は1934年の設置である。その前身は内地植民奨励局の入植者相談所であったという。Ebenda, S. 59.
- 16) Ebenda, S. 65-69, 77, u. 78ff.
- 17) Henkel, G., Der ländliche Raum. Gegenwart und Wandlungsprozesse seit dem 19 Jahrhundert in Deutschland", Studienbücher der Geographie, Stuttgart, 2004, S. 276.



- 18) Stoehr, I., Von Max Sering zu Konrad Meyer. Ein „machtergreifender“ Generationswechsel in der Agrar- und Siedlungswissenschaft, in: Heim, S. (Hg.), Autarkie und Ostexpansion, 2002, S. 57-90.
- 19) さしあたり U・マイが論じているチューリンゲン、ザクセン＝アンハルト、ヘッセンの各事例を参照。Mai, a.a.O., S. 156ff., 166ff., u. 172ff.
- 20) Ebenda, S.114ff, 118-130.
- 21) Schmidt, a.a.O., S. 127-133, 179, u. 200-208; Leniger, M., Nationalsozialistische "Volkstumsarbeit" und Umsiedlerpolitik 1933-1945. Von der Minderheitenbetreuung zur Siedlerauslese, Berlin 2006, S. 60-65; 永岑『ドイツ第三帝国のソ連占領政策と民衆 1941-1942』50-60頁。
- 22) Döring, a.a.O., S. 119-146, u. 242; Schmidt, a.a.O., S. 213-214; 永岑前掲書33頁。
- 23) ドイツとイタリアの圧力のもと、ルーマニアはトランシルバニアのハンガリー割譲を含め、1940年6月からわずか三ヶ月の間に、全領土の三分の一、人口600万人を失ったといわれる。Leninger, a.a.O., S. 87.
- 24) Schmidt, a.a.O., S. 127ff.; Ders., Bessarabien. Deutsche Kolonisten am Schwarz Meer, Potsdam 2008, S.327-344.
- 25) 「ザモシチ作戦」については右の文献を参照。Mentzel, H., Die erste Realisierungsphase des "Generalplans Ost" in der Zamojszczyzna, Studienarbeit, Norderstedt 2011.
- 26) Corni/Gies, Brot-Butter-Kanonen. Die Ernährungswirtschaft in Deutschland unter der Diktatur Hitlers, Berlin 1997, S. 507.
- 27) ラトビア、エストニアのドイツ人と異なり、リトアニア・ドイツ人の移住の開始はソ連に併合された後の1940年6月以降のことに属する。移住先は、当初は近隣のオストプロイセン、およびダンツィヒ・西プロイセンとされたが、リトアニア国境地域に対するドイツの領土要求上の観点から、この国境の外側に比較的小さい「民族ドイツ人」グループを入植させる計画を立てたという。Leninger, a.a.O., S. 82-86, bes. 84.
- 28) Schmidt, Die Deutschen aus Bessarabien, S. 213.
- 29) 南北プロコピナ人の農業入植比率が低い理由は、現時点は不明である。
- 30) ただし、本表では掲げていないが、推移という点では、移住者収容所暮らしの「民族ドイツ人」は、「ルーマニア系」移住民を中心に1942年時点まで相当数にのぼるが、1943年になるとその数はかなり減少している。
- 31) 第一大戦後もポーランドを離れず、第二大戦前に当地に定住していた「民族ドイツ人」をここでは便宜的に「土着ドイツ人」と呼ぶことにしたい。あくまで本稿に固有の呼び方であり、一般的なものではない。後述する入植支援者の報告では、入植者たちはふつうガリチア人、ヴォリニア人、ベッサラビア人など出郷地域の名で、さらに場合によっては出身市町村の名で呼ばれるのに対して（例えば「ヴィッテンベルガーの人」）、土着の「民族ドイツ人」は、単に「民族ドイツ人 Volksdeutsche」と呼ばれている。しかし、紛らわしいので、本稿では「土着ドイツ人」と記すことにした。
- 32) 1942年3月1日の数字は、B-Arch, R49, Nr. 84, oh. Bl. (Statistischer Bericht über die Um- und Ansiedlung, Stand. 1.3.1942)、東部併合地のドイツ人農民の平均経営規模は B-Arch, R69, Nr.84, Bl.50 (Stand, 31. 12.1941) によっている。
- 33) ちなみに、シュミットはヴァルテラントの東部地域において、入植がほぼ完了したとみなされる1942年2月初頭の時点で旧ポーランド人所有農地の25%(35万 ha)に22,000人の「移住民 Umsiedler」が定住、うち「帰還者 Rückwanderer」は18,000人、「定住民族ドイツ人 ansässig Volksdeutsche」は4,000人であり、さらにこの農地の倍に当たる78万 ha が、今後入植する予定の「前線闘争者 Frontkämpfer」のために確保されたとする。Schmidt, a.a.O., S.223. ここであげられた人数は、数からみて世帯数であると思われる。
- 34) ヴァルテラントは人種主義に基づくゲルマン化政策の対象地であるとともに、ドイツにおける優良穀倉地および前線への食糧供給地として位置づけられた。Volkman, H.F., Landwirtschaft und Ernährung in Hiter Europa 1939-1945, München 1984, S.-225-243.
- 35) 拙著『東ドイツ農村の社会史―「社会主義」経験の歴史化のために―』（京都大学学術出版会）2011年、

599頁（注8）参照。

- 36) Vgl. Schmidt, a.a.O., S.13, u. 22-23.
- 37) ベルリン連邦文書館の検索書にて、リッツマンシュタット入国者本部文書ファイル（R69）のうち「出身地の政治的・経済的・文化的状況」と題された項目に分類されている文書群を参照。ベッサラビアに関するものは以下の文書。B-Archiv, R69, Nr.180(Dobruscha 1940-1942), Nr.226 (Buchenland 1940-1941), Nr. 232 (Bessarabien und Buchenland 1941), Nr. 610 (Bessarabien 1940), Nr.900 (Dobruscha 1940-1942), Nr.996 (Buchenland und Bessarabein 1940), Nr.1200 (Bessarabien, 1939-1940).
- 38) B-Archiv, R69, Nr.188 Bessarabien (Sozialstruktur der Umsiedler), Bl.1ff.
- 39) Schmidt, a.a.O.,S.129f., 145-153, u. 180f.: 地震については、Siewert, A., Bessarabien. Spuren in die Vergangenheit. Eine Bilddokumentation, Crailsheim 2005, S. 84.
- 40) Oは「Ost =東」を、Aは「Altreich =旧ドイツ」を意味する。
- 41) Vgl. Schmidt, a.a.O., S. 194-198.
- 42) B-Arch, R69 Nr.398, Bl.10-19 (Betrifft: Duchschleusungsergebnisse A- und O-Fälle)
- 43) Ebenda, Bl.32 (Inspektion Dr. Meixner, Aktenvermerk)
- 44) Ebenda, Bl.34-42 (Stellungnahme zu dem Schnellbrief des Gauorganisationsleiters Pg. Kaddatz, Dresden, vom 11. 3.1941)
- 45) ナチスは入植地の「小作化」を認めておらず、この点は日本の満洲移民・開拓民が結局は地主化に帰結していくこととは対照的である。ただしグーツ経営が割りあてられる場合も決して珍しくはない。Vgl. Schmidt, a.a.O., S.213. 例えば、ダンツイヒ・西プロイセン大管区シューガート郡のグーツに入植した当事者家族（ベッサラビア農民）の体験記においては、「グーツ労働者たちはまもなく父（入植者=引用者）に好意的」となり、さらに「母はマーケットを一人雇った。インストロイテ Instleute は自分たちのかまどをもっていた」と述べられている。Schwandt, E., Ansiedlung in Polen und spätere Fluchtwege, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2008, 59 Jahrgang, S.167.
- 46) Schmidt, a.a.O.,S. 214.
- 47) B-Arch, R69, Nr.86, Bl. 29 (Betr. A-Fälle im Warthegau - hier: Ursachen für deren Aufenthalt im Warthegau)
- 48) ナチ文書では一般に、Evakuierung（疎開）、Evakuation（疎開）、Aussiedlung（出移住）などと呼ばれている。
- 49) 以下は、B-Arch, R69, Nr.86, Bl.1-8による。
- 50) 本稿では「ホーフ Hof」を「農家」と訳出した。ホーフとはドイツのフーフエ農民の家屋・畜舎・納屋・屋敷地・家畜・農地・林地など、農場に付属する家産一式を表わすが、ここではポーランドの小農・零細農経営が意図されているので、あえて「農家」とした。ただし、ホーフは日本の「農家」のような属人的な要素を含む概念ではないことに注意されたい。本稿の「農家」はあくまで容器を意味するにすぎない。
- 51) 1941年に親衛隊入植課スタッフであったE・メラーの証言では、「早朝5時にポーランド農家 Hofに集まり、支援者に次のように述べた。「現場に着いたら私がドアをノックする。ポーランド人がドアを開けたら、荷物をまとめると私が伝える」。Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2008, 59 Jahrgang, S.158.
- 52) 「E・ケルムの記憶：車が農家の前にとまり、人々が降りてくる。母が家の中に入り、どんなところに入居するのかをみつめた。その後、家から出てきて大声で泣いた。これは私たちの家じゃない。ここには昨日まで別の人が住んでいた。… 黒い制服を着た親衛隊員が母に言う。泣いてはいけない。この家は総統からあなたの家族への贈り物だ。」Ebenda, S.159.
- 53) B-Arch, R69, Nr. 86, Bl.3f. (Der erste Ansiedlungstag) u. Bl. 14 (Vorbereitungen der Ansiedlung)
- 54) リトアニア・ドイツ人について、B-Arch, R69, Nr.344 (Bäuerliche Ansiedlung im Gau Danzig-Westpreußen. Volksdeutschen Litauens in der Ortsbereichen 8, 9, u. 11-13); ベッサラビア・ドイツ人について R69, Nr. 356 (Ansiedlung von Bessarabiendeutschen aus den Gemeinden Friedenstal, Kulm,

- Romanowska im Gau Wartheland, 1941); ヴォロニアとガリティアのドイツ人について、R69, Nr.165 (Ansidlung der Wolhynien und Galiziendeutschen, 1940) など。
- 55) ここで用いるのは B-Arch, R69, Nr.356, Bl.1-95, である。なおベッサラビアの旧フリーデンスタール Friedenstal 村は、現在ウクライナのミルノピリャ Myrnopillya 村、同じく旧クウム Kulm 村は、現在ウクライナクリナ・オデッサ州のピドヒルネ Pidhirne 村である。どちらもかなり大きな規模の集住型村落である。また入植地のレンツシュッツ Lentschütz 郡マチェフ Mazew 村 (ゲマインデ) は、現在のウェンチツァ Łęczycza 郡マチェフ Mazew 村、コステン Kosten 郡は現在のコシチャン Kościan 郡、リッサ Lissa 郡は現在のレシュノ Leszno 郡である。
- 56) 「自殺のいくつかの理由はひょっとしたらこのせい (散在型入植=足立) かもしれない。…主たる理由は農家の状況がひどいこと。とくに昔の故郷の隣人が、当地ではとくに要求もしないのに彼地で大農であった者よりも良好な農家を得ることで「大きな主人」として振る舞っている場合などがそうである。」後述の入植支援者からの報告より (1942年、レンツシュッツ郡)。B-Arch, R49, Nr.121, S.137.
- 57) Schmidt, a.a.O., S. 225-226.
- 58) 東方の農業指導者 Landwirtschaftsführer に関して、Corni/Gies, a.a.O., S.510, 537-538, 544-545, u. 548.
- 59) Schmidt, a.a.O., S. 228-231; Döring, a.a.O., S. 270-273: 「農村奉仕活動 Landdienst」に関しては、芝健介『武装 SS—ナチスもう一つの暴力装置—』(講談社選書メチエ)1995年、51～52頁。入植支援者の報告では、「平日は二日ごとに農民団で入植相談員 Siedlerberater、女性相談員 Beraterinnen、そして私が会合をもっている。入植スタッフ Ansiedlungsstab も加わってあらゆることを相談している」、またそうした会合において「入植相談員たちが、私が農業や家畜など男の案件を持ち出すとひどく立腹した。…しかし私は15人の男のなかで唯一の女として決して屈しなかった」とある。B-Arch, R49, Nr.120, Bl.6 (RS) u. 7. これらの記述から、入植相談員は郡農民団に属していること、関係者は男が圧倒的であること、「農業や家畜」は男の案件であることがうかがえる。なお、ナチ婦人団入植支援者が、「帝国ドイツ人」なのか、それとも「土着ドイツ人」を含む「民族ドイツ人」かどうかは確定できない。報告書を見ると明らかにドイツ語を書くことが不自由な人々がいることから、「民族ドイツ人」出自の人々が含まれていると考えられる。
- 60) B-Arch, R49, Nr. 120 (Tätigkeitsberichte der Ansiedlerbetreuerinnen 1941); B-Arch, R49, Nr. 121, u. Nr.122 (Auszüge aus Berichte der Ansiedlerbetreuerinnen über ihre Erfahrung im Umgang mit den Umsiedler. Nach Sachgebieten geordnet, Bd.1-2).
- 61) B-Arch, R69, Nr.86, Bl.9 (Deutscher Bauer aus Wolhynien und Galizien !)
- 62) B-Arch, R49, Nr.120, Bl.1 (RS), u. Bl4 (RS).
- 63) Ebenda, Bl. 4 (RS).
- 64) Baum, L., Vom Lebensstrom fortgerissen Ansiedlung und Leben auf polnischer Erde, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2008, 59 Jahrgang, S.161.
- 65) 「ベッサラビア・ドイツ人がはじめての収穫物の搬入を行った。こんな砂地でも結構の収穫になったことに人々は驚いている。気分が高揚しヴァルテラントでも生きていける展望が出てきた。ブドウの房がなくとも別の方法を考えればよい。イチゴを植えるだろう。」(1942年9月8日付、ヴレシエン郡からの報告。) B-Arch, R49, Nr.120, Bl.55.
- 66) 1943年5月、リツマンシュタット農村郡の入植支援者 E は、「私が支援する家族はほとんどがヴォロニア人であり、一部がブコビナ人とベッサラビア人である。各グループ間の対立は極めて深い」と述べ、その具体例として、ヴォロニア人の軍隊召集に伴って妊婦の支援に隣人のベッサラビア・ドイツ人の娘の力を借りようとしたところ、「ヴォロニア人」であることを理由にかたくに拒否された、と報告している。B-Arch, R49, Nr.121, Bl.124.
- 67) B-Arch, R49, Nr.121, Bl. 88.(Gnesen 郡からの報告)。ゲマインデのナチ党組織は、村党組織 (Ortsgruppe) の下に、ブロック組織、そして集落組織 (Zelle) がおかれている。
- 68) B-Arch, R49, Nr. 121, Bl .89. (Gostingen 郡からの報告)
- 69) B-Arch, R49, Nr.121, Bl. 95.

- 70) B-Arch, R49, Nr.121, Bl. 84. (Turek 郡からの報告)
- 71) B-Arch, R49, Nr.121, Bl. 99.
- 72) B-Arch, R49, Nr.122, Bl. 4.
- 73) B-Arch, R49, Nr.121, Bl.105.
- 74) Schmidt, a.a.O., S.203-204.
- 75) B-Arch, R49, Nr. 122, Bl.201.
- 76) 戦後メクレンブルクにおける子供世代の経験では、学校では標準ドイツ語が使われ、ベッサラビアの言葉は「外国語 Fremdwort」であったという。Nitschke, K., Langwitz - ein Bessarabierdorf in Mecklenburg, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2008, Jahrgang 59, S.226.
- 77) B-Arch, R49, Nr.121,Bl. 104.
- 78) B-Arch, R49, Nr.121,Bl.126: B-Arch, R49, Nr.122, Bl.55.
- 79) 例えばヴォロニア人は、ドイツ語の学習意欲は乏しいが、反ソ的な感情が非常に強く、戦争参加に積極的だったといわれる。B-Arch, R49, Nr.122, Bl. 91 (1942年6月、Kath. Bechloff による Hermansbad 郡からの報告)。ただし、ドブロジャ・ドイツ人はカトリック・アイデンティティーが強いこともあり、ナチスに対する反発が強く、夫が徴兵されるのではないかという不安を強く抱えていたという。B-Arch, R49, Nr.122, Bl.63 (1943年1月、Lore Glaser による Krotoschin 郡からの報告)
- 80) 「移住者の多数は、「土着ドイツ人」から「二級の人間」として扱われると訴える。(他方で)ある老いた「土着ドイツ人」が私に対して、なぜ自分たちのところには親身に話を聞いてくれる人が誰も来ないのか理解できないと言った。われわれだって精神的にはポーランド人のなかにおいて苦しく、ポーランド人の中で孤独に暮らしているのだ、と。」B-Arch, R49, Nr.121, Bl.99. (Margarette Kneier による Obornik 郡からの報告。括弧内は引用者。)
- 81) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.176 (1942年10月、Emma Schlemmer による Turek 郡からの報告)
- 82) Ebenda. (1943年3月、Sofie Weingart による Turek 郡からの報告)
- 83) B-Arch, R49, Nr.121, Bl.10 (1943年4月、Bulst による Rawitsch 郡からの報告)
- 84) B-Arch, R49, Nr.121, Bl.17 (1942年9月、Minna Stüwe による Wartbrücken 郡からの報告)
- 85) B-Arch, R49, Nr.121, Bl.155 (1942年9月、A. Scharnhorst による Schirm 郡からの報告)
- 86) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.38 (1943年5月、Marie Meißner による Samter 郡からの報告)
- 87) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.122 (1943年4月、R. Kühlmann による Litzmannstadt 農村郡からの報告)
- 88) 1943年の収穫期から労働力不足が始まり、職安には長蛇の列ができ、人々や強制労働者が立ったり座ったりしていたという。Baum, L, Vom Lebensstrom fortgerissen Ansiedlung und Leben auf polnischer Erde, S.162.
- 89) 「(農婦たちは) 怠け者のポーランド人マーケットよりもきつい仕事をこなす。ポーランド人マーケットは少しのことで病気を口実にベットに横たわるのである。」B-Arch, R49, Nr. 122, Bl.39 (1943年6月、Marie Meißner による Samter 郡からの報告)
- 90) Baum, L-, Wie haben Sie nur geschafft ? (Im Osten), in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2005, Jahrgang 56, S.32. なお「クネヒト Knecht」は住み込みの男子奉公人 (主として農業奉公人)、「マーケット Magd」は住み込みの女子奉公人 (主として家事奉公人、ただし搾乳も行う) である。
- 91) Baum, L, Vom Lebensstrom fortgerissen Ansiedlung und Leben auf polnischer Erde, S.162.
- 92) B-Arch, R49, Nr.120, Bl.4 (1941年10月、H による Rippin 郡からの報告による。)
- 93) Ebenda, Bl.4(RS)
- 94) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.172 (1942年10月、Emma Schlemmer による Turek 郡からの報告)。
- 95) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.196 (1943年3月、Flettig による Krotoschin 郡からの報告)。
- 96) B-Arch, R49, Nr.122, Bl.122, u. 192 (1943年3月 Erna Berg による Litzmannstadt 農村郡からの報告)
- 97) B-Arch, R49, Nr.120, Bl.9 (RS) (1943年2月、G によるリピン郡からの報告) u. Bl.10 (同3月、B によるリピン郡からの報告)

- 98) なお、戦時ドイツ農村の外国人労働者に関わって必ず言及される性に関わる問題は、「民族ドイツ人」入植者に関わっても、村のスキヤンダルとしていくつかの報告が見られる。例えば、ミュールヴァルテ村の農民 B がポーランド人マーケットとの間に子供をもうけた例など。B-Arch, R49, Nr.122, Bl.187 (1942年12月、Emma Gerber による Ostrowo 郡からの報告。)
- 99) Schmidt, a.a.O.,S.278.
- 100) Bauerkämper, a.a.O., S. 355.
- 101) Schmidt, a.a.O.,S.507.
- 102) ヴォリニア・ドイツ人については不詳とされている。Dörig, a.a.O., S. 332.
- 103) 以上に関しては、前掲拙著の第一章（とくに92-99頁）、および第四章第二節を参照のこと。
- 104) Nitschke, K., S.224-228.
- 105) Werner, H, Die Lektion, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 1999, Jahrgang 50, S.145-166.
- 106) Bruch, H. von, Umbruch der Frauen in SBZ, der späteren DDR, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2005, Jahrgang 56, S.42.
- 107) Ebenda, S.44.
- 108) Daum, L./Adolf, H., Integration der Bessarabiendeutschen in der Sowjetischen Besatzungszone, in: Jahrbuch der Deutschen aus Bessarabien, Heimatkalender 2005, Jahrgang 56, S.53.
- 109) この点に関しては前掲拙著の終章「二」（578頁以下）を参照されたい。
- 110) 私は前掲拙著『東ドイツ農村の社会史』の第二章第1節（127頁）において、「さらにこの両管区には、こうした戦時難民ともいふべき「民族ドイツ人」だけでなく、ほぼ同数程度の「帝国ドイツ人」—ドイツ領土内の人々も入植している。ただしドイツ人農民入植の実態といえば、「荷馬車の隊列で故郷を離れてやってきたものの入植するにはまったく至らず、終戦まで…収容所で約束された農民農場（ホーフ）を待ち続けた」といわれるように、農民入植政策としての実質を伴うものでは必ずしもなかった」としたが、本稿の内容に照らしてこれは誤りであった。前半部の「ほぼ同数の「帝国ドイツ人」も入植した」と書いた根拠として、拙著では脚注（7）（170頁）において「ベントスは、独ソ戦開始期までの1年3ヶ月の期間に「ドイツ領に併合された西部ポーランドにおいて約37万人の「帝国ドイツ人」と35万人の「民族ドイツ人」が入植した…」と記述している旨をあげた。ここで W・ベントスがいう37万人の「帝国ドイツ人」のなかに「土着ドイツ人」が含まれていればあながち間違いでもないが、本稿で述べたように彼らは現地では「民族ドイツ人」とみなされていた。またベントスの数字は非農業者も含んだ数字であると考えられるが、上記の拙著の表現は主として農民入植者を想起させる記述になっている。後半部の入植政策の実質に関しては—ここも W・ベントスの記述に安易によってしまったところだが—、本稿で見たように後発組の「民族ドイツ人」についてはそうしたことが確かに当てはまるし、またスクリーニング以前の段階で移住者収容所にかなり多数の人々がいたことも事実だが、しかし農民入植者に限定していえば、土地と家を割当てられた「民族ドイツ人」の方が多数派であるというべきである。部分に関する記述を全体にも妥当すると拡大解釈したことによる誤りであると言わざるを得ない。この場を借りて、記して以上の誤りを訂正しておきたい。なお、W・ベントスの当該箇所は下記の通りである。
- Benz, W., Fremde in der Heimat : Flucht-Vertreibung- Integration, in; Bade, K.J, (Hg.), Deutsche im Ausland. Fremde in Deutschland. Migration in Geschichte und Gegenwart, S. 376-377.
- 111) ポーランド農地改革については、前掲拙著の終章脚注（8）（599頁）を参照せよ。
- 112) Kluge,U., Agrarwirtschaft und ländliche Gesellschaft im 20. Jahrhundert, München 2005, S.38.

(受理日 2012年1月12日)